

午前10時2分 開議

議長（奥和田好吉君） おはようございます。ただいまから平成13年第2回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、23番 重里 勉議員からは欠席の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において18番 成田政彦君、19番 和気 豊君の両君を指名いたします。

会議に入る前に先立ちまして、昨日の松本議員の一般質問における市長の答弁にあって、一部訂正をしたい旨の申し出がありますので、これに関する発言を許可いたします。向井市長。

市長（向井通彦君） おはようございます。昨日の松本議員の御答弁の中で、大阪府の老人医療の助成に関する数字で若干誤りがございましたので、おわびをして訂正をさせていただきたいと存じます。

現行、要するに平成12年度までは5分の4、8割補助でありましたけれども、今年度から3分の2に下がるというふうに申し上げましたけれども、正確には5分の4から5分の3、8割から6割に補助率が下がるということでございますので、少し間違っておりました。まことに申しわけございませんが、おわびをして訂正をさせていただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 次に、日程第2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、18番 成田政彦君の質問を許可いたします。成田君。

18番（成田政彦君） おはようございます。日本共産党泉南市会議員の成田政彦です。

質問に入る前に、去る6月8日に起きた大教大附属池田小学校の児童殺傷事件で亡くなられた8人の児童の方の御冥福をお祈りするとともに、二度とこのような悲しいことを起こさないために、

私も微力を尽くしたいと決意して、大綱5点の質問をしたいと思っております。

大綱第1点は、市内巡回バスの実現についてであります。

南海バスは、泉佐野市、泉南市に対して、一丘団地と泉佐野駅を結ぶ一丘団地線を7月1日より廃止することを申し入れたと聞いております。これが事実ならば、一昨年一丘団地と樽井駅を結ぶ鳴滝線の廃止を含めて、一丘団地、市場、大苗代、新家地区住民にとって、南海本線に直接行く足の便がなくなります。バス利用者は、車を使えない高齢者と生徒、学生が多くを占めている点を考えれば、バス廃止問題は住民の移動の足の権利を奪うものとなります。特に、長寿社会が進む中、巡回バス整備をすることは、まちづくりや福祉を推し進める上で大変重要であります。

また、財政的措置を含めて、巡回バスは図書館、文化ホールと同様ぐらい歩く公共施設であると位置づけ、積極的に進めるべきであります。今日、民間バスが赤字で撤退していく中で、全国的にも路線バスの見直しが始まり、巡回バスまたはコミュニティバスを導入している市町村は、全国でも209市町村に及んでいます。

そこでお伺いしますが、市として巡回バスの実施について、具体的にどのように考えられているのか、お伺いしたいと思います。

大綱第2点は、図書館司書暴行事件についてであります。

この事件は、市民の教養と文化発展に寄与すると図書館法でも定めている図書館で起き、しかも図書館司書が起こしたということは、本来あってはならないことであります。泉南市の文化等社会教育行政への信頼を著しく失うことにもなります。さらに、図書館行政の市民に与える影響はどうでしょうか。

例えば、97年度の年間図書館利用人数は本館と児童図書館を入れて9万1222人、貸し出し数は32万9975冊であります。図書行政は市民と深く結びついており、市民への影響は極めて大きいものがあります。教育委員会が発令した処分説明書によれば、人格を無視したような過剰な暴力行為を長年にわたって繰り返したとか、威圧を

背景に冷蔵庫などを購入させたとか、以前にも注意を受けたにもかかわらず、反省することなく暴力行為を繰り返して行うという理由が述べられています。図書館行事では、多くの幼児や子供たちにお話を聞かせたり読書指導を行います。この暴力事件は、この泉南市の未来を担う子供たちばかりか、親御さんにも大きな衝撃を与えかねません。この問題の解決については、市民は注目しているところでもあります。

そこでありますが、暴力事件の全容と再発対策について、教育委員会の明確な対応をお伺いしたいと思います。

大綱第3点目は、市営住宅払い下げ問題であります。

まず、昭和28年、昭和30年と築46年から48年経過した木造住宅に今なお住み、市当局の払い下げ不履行について今日裁判まで市に起こし、その実行を求めなければならない住民の闘いに対して、私は敬意を表するものであります。既に、払い下げ問題の経過については、過去上林、浅羽、稲留市長時代に議会でも議決され、また約束したことを平島、向井市政になっているいろいろな理由をつけてそれをほごにしたことであります。

さらに、建てかえ問題のマスタープランにしても、払い下げを求める住民がいるのに十分話し合いをしないまま計画をつくるなど、あってはならないことであります。住民が裁判まで持ち込むことは、住民不在と言わざるを得ません。二重地番問題ばかり、この払い下げ問題については、30年もの長い間、当初は払い下げを約束し、市長がかわればしないと住民をないがしろにした行政の態度は、地方自治の原点、住民の福祉の増進を図ることと、憲法で保障された健康で文化的な生活をする権利も奪いかねません。

この問題の解決については、住民自身の高齢化を配慮するならば、市は住民の意向を尊重し、一日も早く解決すべきで、いたずらに時間的浪費を過ごすことは正しい態度ではありません。市として裁判問題を含めてどのように解決するのか、お伺いしたいと思います。

大綱4点目は、砂川堰井線進捗及び交通安全対策であります。

これについては、昨年の予算の繰越明許及びことしの予算執行状況、及び将来団地内を通過する場合、信号設置を含め、団地内の交通安全対策についてどのように考えられているのか、お伺いしたいと思います。

大綱5点目は、児童の学校現場における安全対策であります。

市の対応をお伺いしたいと思います。

よろしくお伺いいたします。

議長（奥和田好吉君） ただいまの成田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 巡回バスについて御答弁を申し上げます。

巡回バスの運行につきましては、従来から庁内で組織をしておりますバス問題検討委員会、これを数回開催はしております。最近では6月の12日に開催しております。この開催の内容につきましては、泉南市のバス交通サービスについての考え方、それからある一定具体的にコースとか走る時間帯につきましてはの御意見の集約をしております。つきまして、現在運行している福祉バス、これを毎日運行としまして、巡回バスというふうな形で泉南市内を回ってまいりたいと。早期に試行運行ができるように頑張っておるつもりでございます。

また、運行する路線につきましては、現在運行している福祉バス、これの路線を基本的に考えて運行しようとしております。数年運行してるという実績から安全性、そういうふうな実績もあるということで、現状の路線を基本に考えてまいりたいと思っております。

詳細につきましては、調整なり検討なりする事項もまだまだ多く残っておりますので、今後とも早期に試行運行ができるように進めてまいりたい、このように考えてございます。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 成田議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思っております。

このたびの図書館での不祥事につきましては、大変残念に思っております。実は、この事件の全

容でございますが、一部報道もされておりますが、4月の9日、被害者であります図書館司書職員より職員組合の方に職場内問題の訴えがありまして、職員組合から教育委員会、市の人事課に連絡が入り、被害者本人より確認をいたしまして、暴力あるいは人権侵害等に係る問題でありますので、直ちに事実確認をするため、関係者9人に対しまして、教育委員会並びに人事課におきましての司書職員及び事務職員の事情聴取を行いました。

その結果、本人が指導内容を理解しないことに腹を立てて、人格を無視したような暴力行為、こういったものが行われたと、こういうことでございます。また、本人の明確な同意も得られないままに、威圧を背景に書籍を購入させたり、冷蔵庫を購入させたという行為があったということが判明いたしました。

これにつきましては、公務員としてみずから暴力を排除し、法律を守る立場であり、いかなる理由があるにせよ、その行為は許されるものではないため、地方公務員法に基づきまして懲戒処分として、個々の事情の内容によりまして、停職2名、減給1名、戒告1名、計4名の懲戒処分を行ったところでございます。

また、かかる不祥事を招来いたしまして、未然に防止することができ得なかった私を含めまして、上司の管理監督の責を全うできなかったということで、上司4名につきましても嚴重注意の処分を受けたところでございます。教育行政に責任ある立場の者といたしましては、深く責任を痛感いたすものでございます。

また、今後の再発防止につきましては、従来より図書館では、2階の事務室において館長並びに係長が執務を行っておりました。司書職員につきましては、1階での図書貸し出し業務を中心として業務を行ってまいったわけでございますが、職員動態の目配りが十分行き届かなかったこと、また職員の人権問題の基本認識や公務員としての責務が欠如していたのが、今回の職員不祥事が生じた要因ではないかと考えられますので、この機会に館長あるいは係長が1階図書事務室におきまして執務を行い、指導監督及び課内の定期的会議を初め、ライン・スタッフの有機的な連携、職員の

コミュニケーション等を図ってまいりますとともに、職員の人権意識の重要性と自己改革を図るため、地方公務員法のサービスの根本基準等初期研修から社会教育研修等、積極的に研修会に参加させたいと考えております。

また、停職職員が職場復帰後は、教育委員会といたしまして、課題別のプログラムを作成し研修を行ってまいりたいと、このように考えてございます。

次に、池田小学校での事件につきましてでございますが、昨日も質問をちょうだいいたしておりまして、その折にも答えさせていただいておりますけれども、本市教育委員会といたしましては、事件直後、各学校・園等への文書通知あるいは臨時の校園長会議、あるいは臨時の教育委員会等を開催いたしまして、危機管理の再点検、見直し、このことに力を入れ、指示事項等を伝達し、不審者への対応等共通理解を図り、安全確保に努めておるところでございます。

各学校・園でおきましては、今日的な状況を踏まえ、従前にも増しまして危機管理に関する情報収集、共有化など、教職員の意識の高揚を図ることに努めております。

また、不審者等への対応方につきましては、校門、通用門等の限定、できる限り1カ所程度にさせていただくということ、あるいは外来者が来たときに職員室における用件の確認、あるいは外来者への声かけ、また教職員並びに一部の学校・園におきましては、PTAの方々の応援をいただき校内巡視活動の実施、また校外巡視活動の実施、登下校時の指導あるいは集団、場合によりますと複数による登下校並びに降園と申しますか、幼稚園から帰る折にもそういった形での対応をさせていただいているところでございます。

また、不審者の情報が入手された場合には、連絡体制を整備し、緊急時の通報体制あるいは避難誘導方法、経路、また警察、教育委員会などへの通報体制の整備、こういったものも確認をさせていただいて、具体的に申しますと、できる限り電話等の場所に連絡の仕方等を明示させていただくとか、そういった対策をとっていただいております。

また、教育委員会といたしましては、青少年指

導員協議会との連携によりまして、事務局の職員もあわせて市内のパトロールの実施をやったり、あるいはこども110番の黄色い旗の増設、更新、こういったことにも取り組んでおります。並びに、各種団体への啓発、協力依頼等、このこともお願いをしておりますし、警察等の関係機関とも連携を密にいたしております。

学校施設の設備等への対応方ではありますが、これにつきましては、教育委員会の方から指導主事を各学校・園に派遣いたしまして、学校・園での取り組みを含め施設・設備面におきましてのヒアリングを行った上で実態把握に努めておりまして、当面の対応といたしましては、先ほど申し上げましたように、学校・園に入ります入り口の限定、あるいはフェンス等の点検や補修を早急に実施するという、また緊急対応策の1つといたしましては、すべての幼稚園、小学校の教職員並びに児童施設の職員等に対し、早急に携帯用の防犯ブザーを配布したいと考えておるところでございます。

また、機器等によるセキュリティシステムの確立に関しましては、府教委において緊急のプロジェクトチームが設置されまして、7月をめぐりして危機管理の基本的な考え方や具体的方策が示されると聞いておりますので、府の動向や府下の状況を踏まえ、十分に調査研究してまいりたいと考えております。

以上が今現在、教育委員会の方で協議をいたしている内容でございます。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 私の方から2件の御質問に対してお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、木造の3住宅についてでございますが、議員御指摘あったのは、住民の意向を尊重して問題解決をどのようにするんかということでございますが、問題の解決ということは、住民の意向を尊重するという事は、これはもう払い下げしかないわけでございますね。泉南市の場合、判断といたしまして、払い下げはしない、建てかえを行うという判断のもとに我々業務を行っておりますわけ

でございますので、対立しているわけではございません。この解決には当事者同士の解決、これは無理な話でございますので、裁判による訴訟に至ったということでございます。

行政を進めていく中で、当事者同士では問題が解決しないというような場合が多々ございます。その場合はもう訴訟しか仕方がないということでございますので、この訴訟が解決すれば、どうなるかはこれはちょっと今の時点での判断は私ではできかねるわけでございます。いずれにしましても、近々裁判の結果が出るわけでございますので、その結果を踏まえて泉南市はどう判断するのかというのは、重要なことになってくるのではないかなという認識を持っておるところでございます。

続いて、砂川樫井線の進捗状況、また一丘団地内の交通安全対策はいかがかという御質問でございますが、お答えをさせていただきたいと思っております。

砂川樫井線につきましては、現在の状況はJRの阪和線の和泉砂川駅から一丘団地に至る区間の1,498メートルについて、一部の権利者を除いて用地の取得もおおむね完了しておるところでございます。事業認可の区間のうちの一丘団地内の600メートルにつきましては、既に供用を行っておりますところでございます。

工事の進捗状況でございますけれども、毎年事業を行っておりますところございまして、平成8年度におきましては、牧野地内で150メートルの改良工事を行いました。平成9年度には、一丘団地から尋春橋までの140メートルの改良工事を行いました。平成10年度には、同じ区間での車道部分の100メートルの改良工事を行いました。いろいろ部分的に工事を行っておりますわけございまして、なかなか事業の効果が出ないということでございますが、今後できるだけ事業効果のある部分についての事業を行っていききたいというふうに思っております。

また、懸案でございましたアルミニウム工場の移転補償の関係も、平成11年度及び平成12年度で完了いたしましたので、今後その部分についても事業効果のあるような道路整備を行っていききたいというふうに思っております。

また、砂川樫井線の供用部分と、それと市場岡田線の事業もことしからやっておりますので、それらが結合することによって事業効果がかなり出てくると思いますので、その時点で今現在団地内の生活道路的になってる部分は、通過交通用の道路になるわけでございますので、これの交通安全対策については、十分配慮していきたいというふうに思っております。

また、今現在JRとの隣接の協議も進めておりますので、かなりの通行量が見込まれる道路になると思いますので、交通安全は万全を期していくということで考えておるところでございます。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） 時間がないもので、答弁なさる理事者の方には、簡潔に答弁して下さることをお願いいたします。

私は、まず最初に巡回バスの問題についてお伺いしたいと思います。

私は、偶然きのう9チャンネルで夜11時ごろですか、泉佐野市のコミュニティバスのことについてテレビ報道しておりました。村野という泉佐野の部長がアナウンサーの声に答えて、7月1日から佐野はコミュニティバスを実施しますと、3コースを実施しますと。それで、これはまず3カ月きちっとよく見て、またさらに改善していきたいという、こういうテレビを偶然見まして、私は複雑な思いでこのテレビを見てました。というのは、先ほど質問しましたように、一丘団地泉佐野線は、7月1日から南海ウイングが経営するバスが廃止になります。佐野は廃止と同時にその路線にコミュニティバスを走らせると、こういうことに取り組んでおります。

残念ながら我が市は、今の答弁をお伺いいたしますと、何ですか、走る時間、コースの意見を聞いとるか、まだ聞くこともあるという、こういう住民行政の態度であります。それから、もう1つ、南海バスがすべて廃止となった岬町ですが、これはもう4月1日からバスが3路線走っております。これは10分、15分に1回という、こういう路線もあります。

こういう点から考えると、さっき言った早期に実施したいということは、時期も明確でないし、

中身についても毎日運行ということをやっとるんですけど、今から意見を聞いて走るコースを聞いて、そういうことをやっていて果たして、早期と言うんですけど、実現をいつするのか、私はまずその点をお伺いしたいと思います。

それから、ミニバスですけど、泉南市はその実施に当たって、過去私どもが視察した調布市などでは、ミニバスについては懇談会を設けて住民の意見を聞いてますわね。懇談会を持って住民の意見を聞き、そしてミニバス導入に関するアンケート調査などをして、極めてきめ細かくそういうバス路線を検討してます。市の検討委員会は、いわゆる足、住民の意見を聞いてその問題を集約して便利な路線をつくらうとする、そういうことはやっているのか。そういう点についてお伺いしたいと思います。

それから、図書館問題でありますけど、これは極めてゆゆしき問題でありまして、図書館法に書かれている基本的な問題は、先ほど私が読んだんですけど、図書館法では、市民の教育と文化の発展に寄与するということが昭和25年法第118号によって書かれております。文化、教養を推進する社会教育の中心の場で、全くそれとかけ離れた暴力が、それも数年、長くて4年にわたって繰り返して行われてた。

この問題について、先ほど職員の動態とかそういう問題をお答えしたんですけど、1つは職場の状況を市当局はどのように把握していたのか。それから、各自働きやすい職場にするという意味で、職員の状況、職員の声はどのように教育委員会に反映されていたのか。

それから、再発防止なんですけど、いわゆる図書館法に定める法律では、今日図書館協議会が図書館行政についての的確に指導及び意見を申し述べるといことを言われておるんですけど、この暴力行為が行われた後、図書館協議会は開かれたのか。

それから、もう1つ、館長のことを言われたんですけど、現在実態として専門職の館長はない。これは前から言われてます。専門職の館長はありませんが、具体的に指導すると言われても、事務職の課長、係長と専門職の司書の間には、今回の事

件が起きた背景にはこの乖離があると思います。専門職でない事務職員といわゆる専門職である司書の間に、指導の中に若干の乖離があるのではないかと、意思疎通がないのではないかという気がします。

それと最後に、もう少しお伺いしたいんですけど、さっきの暴行事件の中で、人格を無視したような過剰な暴力行為が長年に繰り返されたという、この人格を無視したということは、具体的に——あなたはこの文章しか言われなかったんですけど、どういうことですか、人格を無視した行為というのは。これは何枚も人格を無視した暴力行為……。それから、処分内容で、威圧を背景に書籍を購入させた。これは具体的にどういうことですか。暴力行為を働いた、本人から金品を巻き上げて本を買わせて、その金で買った本を図書館に今も寄附させて置いてあるんですか。そういう本が今でも置いてあるんですか。暴力行為で恫喝して買った本を寄附行為として今でも置いてあるんですか。それはどのぐらいの金額に上るんですか。こういうことが泉南市という市で本当にいまだに図書館にそういう本を置いてあるんですか。そのこともお伺いしたいと思います。

それから、払い下げ問題なんですけど、ちょっと市長に聞きたいんですけど、市長の家は築何年ですかね。それから、木造建築というのは、大体耐久年数が一体何年であるのか、ひとつそのことをお伺いしたいと思います。私どもは国連憲章で、住むということは権利であります。福祉ということで住むということは、その人の人格を形成する大変大切なものであるということで、築46年から経過した住宅を、しかも今なお裁判問題でこれを放置している。行政は裁判を受けてやっとなんですけど、現に住んどる人は、修繕をしたとはいえ今なおその家に住み、しかも高齢化を迎えて、払い下げをしてほしいという希望を持って裁判闘争をしとると思います。

私は、これはこういうことが長年続くということは、今後あと10年続くということになれば、これは大きな社会問題になると思います。今住んどる人たちの住居をどうするのか、こういうことは行政として、そらもう訴訟、そういう問題以前

として、その人たちの住む権利、そういう問題をどう保障していくかということ念頭に置いて考えなければならないと思います。これが行政の責任じゃないですか。

だから、裁判で例えば、市長にお伺いします。勝ってもブルドーザーを出して追い出すことができますか。居住する権利、生きる権利、また例えば負けて払い下げしない。これは残るも地獄、去るも地獄ということで、こんな人権を無視したこういう方法を行政が今後ずっととり続けるということは、私は社会的に言っても許されないと思います。

そういう点で、市長の根本的な住民の住む権利、住宅問題、住民が将来希望を持ってこの地で生きていける保障をするために、この問題についてどういうふうにかえとるのか。今後100年争うのか。私は、その点について真摯に市長の考えをお伺いしたいと思います。

以上であります。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私の家のことの問いもあつたんですけど、個人的なことですから余りここで言うのはどうかと思いますが、私は昭和45年、ですからもう三十一、二年になります。まだ何とか住んでおります。

それと、確かに老朽化してるというのはもちろん十分承知をしております、それをいかに、今の時代に合った、居住スペースにしましても、あるいは耐久性にしましても安全性にしましても、確保していくかということで、建てかえをしたいということで進んでおるわけでございます。

ですから、何もこのまま置いておくということではなくて、新しく建てかえて、そして住環境をもっとよくしていこうと。しかも、さらに多くの方々にも入居をしていただくということで、建てかえということで進んでおるわけでございますが、過去において払い下げという意向もあつたということで今訴訟されておりますので、これは間もなく結審をするというふう聞いておりますので、その結果については、いわゆる第三者、公平な1つの判断が出ようかというふうに思いますので、もう間もなくだというふうに思いますか

ら、まずそれを確認したいというふうに思っております。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。
市民生活部長（藤岡芳夫君） 先ほどのバスの件でございます。早期とはどういうふうな時期なのかという御質問だったと思います。

早期と申し上げましたのは、積極的に進めたいというふうに考えております。従来は巡回バスの、どっちかといいますと積極的ではなかったような感じもしております。先ほど答弁を申し上げましたけども、つい直近の検討委員会の方では、今後は積極的に進めてまいりたいというふうなことで、事務局の方でも素案は示しております。

先ほども申し上げましたように、今後市トータルとして重要なのは、財政面であるとか、あと既存の走っている路線バス、これとの調整、それと実際に運行するという場合の時間帯ですね。何時から何時まで走らすのかとか、それから回数、それから乗降場所——停留所でございます。それとか、受益者方式でやってまいりたい、どうなのかと、そういうふうな問題を今後は検討、調整してまいりたいということでございます。

それと、住民さんの御意見を聞きという件でございますけれども、これにつきましては、従来からあいびあの方で走っておりますバスの方に各住民さんの方から御意見を相当数ちょうだいしているというふうに聞いておりますので、この声を今後も十分参考にさせていただきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。
教育総務部長（金田峯一君） まず、このたびの図書館における不祥事の件、市民の皆様の信頼を裏切りましてまことに申しわけございません。深くおわびを申し上げます。また、私自身管理不行き届きであったこと、深く反省いたしております。今後、信頼回復に最善の努力をしたいと考えております。

さて、お尋ねの職場の状況をどのように把握していたのかということで、この点につきましては、先ほど教育長も申しましたように、従来から2階の事務室、それに管理職等があります。そして、

司書職員については1階というようなことで、図書貸出し業務を行っておるわけでございますけれども、その動態の関係につきまして目配りが十分行き届かなかったこと、このあたりが反省点であると考えておりますので、今後このあたり管理の徹底をしたいというふうに考えております。

そして次に、図書館協議会が開かれたのかということなんですが、これにつきましては、今現在この問題につきましては協議会は開いておりません。この議会が済みまして、7月に開く予定を持っております。

そして、館長とそれから司書等の職務の関係でございますけれども、これにつきましては、図書館司書は専門的な分野で貸出し業務を行っておりますけれども、当然管理職とも連携を持った中で、そういうシステムの中で管理・運営をしていくものというふうに考えております。

そして、人格を無視した行為、これにつきましてはどういうことなのかといいますと、当然暴力行為もありました。人間の尊厳を無視してというようなことで、暴力については当然人格を無視しているものという内容でございます。

そして、図書を購入の件でございますけれども、今現在金額は1,000円でございますが、これにつきましては、本人の意思ではなかったということで本人に一応返済されております。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） 何分までですか。

議長（奥和田好吉君） 5分までです。

18番（成田政彦君） 巡回バスなんですけど、巡回バスに対して大体佐野と岬はどのような費用がかかっているかということ、これは従来どおりの費用しかかかってないということです。ということは、従来どおり佐野は2,100万、あとはバス収入1000円ということです。それから、岬については2,100万、これもバス収入を充てると。3,000万かかるのに、実際は2,100万と。従来のバス、岬にもあったんですけど、福祉バスがあって、それにかかったお金以上はかかってないということで、佐野は7月1日、岬は4月1日から実行してるんです。やればできるんですわ、これ。

泉南市も福祉バスというノウハウを既に持つと。だから、そのノウハウを生かせれば、少なくとも南海バスが廃止と言ってきたのはもう既に7月ではありません。佐野には去年の8月ごろからもう廃止のことを言ってます。泉南市も既にそういう意向を南海バスが言ってるんですから、その当時からもうこういうことをやっておれば、佐野並みに7月1日から実施できて当然であります。ちなみに、泉南市の福祉バスの予算は、平成11年決算で1,200万です。1,200万です、泉南市は。わかっていますか。佐野は2,100万。それから、岬町は2,500万をかけて実施してるんです。いいですか。

1,200万という泉南市のこの金額、そんな多くないでしょう。泉南市がもう少し足せば、この7月1日の実施はできたんじゃないかと私は思うんです。私は早期じゃなくて、いいですか、住民は既に南海本線に行く足を奪われとるんです。だから、4月——少なくとも、うちですよ、バスが廃止されて地域バスを運営してないのは。だから、少なくとも日付を明確にして、9月でもそれから4月でも、それは——もうこれは早ければ早いほど住民は喜ぶことです。こんな喜ぶことは早くすべきじゃないですか。やって喜ばれることは、早く私はすべきだと思います。そういう点で、早く、4月1日からでも私は実施すべきではないかと思うんですが、その点はどうですか。

それから、図書館司書の問題で、私はこの事件が起きてから市民の方、また私にも直接電話があります。市民の方はどういう反応をしてるかという、もう図書館が怖くていけないと。子供を連れて行かれない。それから、巡回バスがあるわけ、かしのき。うちの団地もそうですけど、前回より来る人が減った。恐る恐るどんな人なんだろうと、こういう雰囲気じゃやっぱり市民の間に浸透すると、自動車文庫でも。本館もそうということで、私は電話ではどういうことを僕に言われたか知っていますか。電話がかかってきてね、泣きそうな声で。のろまで仕事の遅い、そういう人間はふさわしくない、図書館の職員に。そういうことで、市当局にも問題があるんやと、そういう人間をあいうところに置いとくのが問題であると、こうい

う電話が私にあったんです。図書館の本人ではないですよ。

私は、暴力行為に対してはいかなる理由があってもそれは許せないと、ここに今日の図書館で起きた、4年も暴力行為が行われた根本的な原因があるんじゃないかと。劣った人間、遅い人間、これは中学生のいじめ問題であるならまだ未熟でありますわ。まだわからんままにこづく。しかし、40過ぎたおっちゃん、おばちゃんがこういう行為を何年も繰り返すということは、単に職員の動態、指導という点だけで現在の職場が明るく、そして市民にとっても行きやすい職場になるかという問題については、私は根本的に図書館の体制、館長の問題、16年間同じ体制で今の図書館は来ております。

それで、私どもの調査によりますと、かしのき号のバスの運営も、いつも一部決まった人間が運行しとるということを私どもは聞いております。だから、職員間にも1つの何かランクがあるのか、そういうことが続けられてたんじゃないかという、そういうことも私は聞いてます。

それから最後に、この暴行事件について公平委員会に処分を受けた人たちからは何か異議がありましたか。その点もちょっとお伺いしたいんですけど。私は、再発防止について根本的に図書館の体制を変えること。館長も事務職員ではいけません。本職を置くこと。それから、今の9人体制で人事の交流、いわゆる活性化を図る、こういうことが私は必要ではないかと思います。

聞くところによると、処分された人間がいまだに、職員室には入ってこないんですけど、堂々と図書館のどこまで入ってくると聞いてるんです。これは処分をどのように受けとめとるんですかね。自分のしたことを真剣に受けとめ、今後こういうことをしない。これはまあはっきり言うたら教育委員会自身がなめられとるんと違うかと、私はそういう気もしますよ。罰則は厳しく、そして優しく直るように、大人ですからね、やるべきじゃないですか。そういう点での適正な人事交流を含めて再発防止をどうするのか。その点をひとつ……。

それから、もう1つ、同和教育じゃないんですけど、私は教育の大もとである教育委員会で、し

かも大人がこういう暴力行為、しかも図書館で起こしたんですからね。泉南市人権教育基本方針という、私は立派かどうか思ってませんが、ここに、生涯学習時代の到来の中、同和問題を初めとする人権問題に関する市民の理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るため、多様な学習機会の提供や体験、参加学習の導入など学習方法の改善を行い、市民の主体的な参加による人権啓発の推進に努めている。

人権問題に関する市民の理解と認識を深め、人権意識の高揚を図る、これは理解できますか、市民が、こういう状況で。こんなもん全然できませんわ。教育委員会の中の、しかも文化と教養の地、図書館で暴力事件が起きると、何年間。これが生涯教育、そんなもん信じられないですわ。今回の問題は、泉南市の社会学習に対しては決定的な汚点を残しました。これは今後何十年かかるか知りませんが、そら市民にしては大変なショックです。その点についても、単に教育委員会の云々ではなくて、教育委員会の体制そのものもきちっとやるべきではないですか。

それから、払い下げの問題です。私は、市長は払い下げの問題、裁判訴訟の中で、裁判で決着するというのを言っとるんですけど、平成12年の9月の答弁の中でこういうふうに言ってるんです。「裁判の結果についてどう思うかということでございますが、基本的には尊重するという立場でございます。ただ、御承知のように、裁判制度というのは三審制になっておりますから、これは原告も被告も三審制を否定するという言い方はできないというふうに思います。ですから、一審判決が出ればその内容を——これは我々もそうでしょうし、相手方もそうだと思いますが、十分吟味をされてそれでお互い納得するのか、あるいはしないということであれば高裁へ行くと、そういうことも考えられるわけでございますが」ということ。

裁判結果がどう出るか、私はわかりません。しかし、例えば勝つにしても負けるにしても、最高裁まで行くとあと何年、大体10年、20年と経過しますわね。そうすると、今氏の松とかの住宅は築48年ですわな。これがあと20年、68年

ということは、結局この木造住宅は自動的に崩壊するのを待つという、まさに非人間的な裁判闘争になりますよ。住めないよう市はずうっとそのまま放置していくという、こういう非人間的なことを——そら三審制で市長は何回もやったらいいですわ。しかし、現実に住む人にとっては毎日そこに住んどる。こういう問題を放置して裁判闘争するんやと、今。

私は、そこに今日の市長、あなたの解決しなきゃならない、この住民たちにこういう住宅に住まわしてはならない、払い下げするか、そういう点では和解、いろんな問題があるんですけど、私は住民よりこれはやっぱり行政の方が権力であり力があるんですわ。これは行政がやっぱり住民の立場に立って、これを解決するという立場に立たない限り、これはそういう市長を持った住民は悲惨な姿ですよ、これ。私はさっき社会問題であります、ここ何十年これが続くと言ったことは、住民の住む権利、こういう保障をどうするのか、こんなことを考えたら当たり前ですわ。

もう1つ、建設省の通達ということはこの壁によく言われるんですけど、こんな壁ね、前に市長さんがいらっしゃるんですけど、通達が出たときも、建設省に行って一生懸命努力されたと聞いております。もし、市長のそういう姿勢があったら、ペナルティーか何かあるんですけど、通達、そんなことより市民の住宅のことが大切だということで、積極的に払い下げをね、そんな通達なんか破ってもいいと、断固として払い下げるんだという姿勢でやるべきじゃないんですか。

聞くところによると、大阪府がこの通達を守らなかつたら、府下で非常に多くのこういう訴訟が行われてると。そうすると建設省から目玉を食らうと。行政の官僚のメンツ、そういう問題でこれはなかなか払い下げについては困難な面があるという大阪府の強い態度があったということも聞いております。ハンセン氏病じゃないんですけど、いわゆる行政のメンツで住民の犠牲をないがしろにすることは、私は許されないと 생각합니다。

だから、住宅問題については、一日も早くじゃなく、今すぐ私はあなたが手を差し伸べて、どういう方法で解決するのか。私は、三審制という、

10年、20年、自動的に家が崩壊するなんて非人間的なことをするんじゃないかと、率直にその解決策をすべきではないかと思うんですが、その点はどうか。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） その答弁を読んでいただいたように、裁判制度そのもの、制度のことを申し上げてるわけでございまして、これは今の段階でその制度そのものを否定するということはお互いにはできません。したがって、それはそれで答弁をさせていただきまして、当然一審が間もなく出るわけでございますから、基本的にはその一審の結果、いわゆる公平な第三者の結果というのは尊重するという立場、前提で対応を考えていきたいというふうに思いますが、その中身にもよりますので、これについてはその時点で判断をするということでございます。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 市内巡回バスの件でございますけれども、事務局としまして、市民生活部としまして、従来から答弁を申し上げておりますように、積極的に進めてまいります。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 今回の図書館の件に関しましては、本当に市民の皆様には申しわけないことであります。文化の拠点であり、このようなことが起こったのは非常に残念なことであります。人権尊重の模範となるべく、特に公務員としてあるまじき行為であります。この点は私も含め反省し、また本人も一応この点については、まことに申しわけないことをしたというようなことで深く反省もしておりますし、本人たちも真摯に受けとめておると思っております。

そして、また公平委員会につきましては、今のところ申し立てがあったというふうには聞いておりません。今後、時間がかかるとは思いますが、いい職場、明るい職場というような形で、市民の信頼の回復に向けて努力してまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） 巡回バスについては、そういう消極的な——具体的に目標がなければあかんでしょう。現実的に一丘団地とかあいう人たちは、もうバスからほうり出されたんですよ。その人たちはどうなるんですか。そういうことが観点から抜けとるんですよ、住民のサイドが。行政のサイドではないでしょう、これは。

それから、図書館司書の問題ですけど、人事の刷新はどうか。3カ月たったらまた来ますよ、同じ人が、9人体制が。私は信頼するという問題でやるんですけど、人事の刷新、やっぱり新しい血を入れて、二度とこういうことを起こさないという、こういう明確ないわゆるサインを市民に送らなければならないんです。また行ったら同じ人間が並んどると、あ、また起こると、これでは私はだめだと思います。その点はどうか。

それから、市長には巡回バスの点についてお伺いしたいんですけど、佐野市も——きのうテレビ見ました。テレビでは堂々とやっとならぬ。そういう巡回バスについては、早急にこれは私はずべきではないかと思っております。

それから、払い下げ問題なんですけど、三審というのは制度としての問題なんで、私はこれは住民の意向を尊重するならば、市の方が勝っても負けても、市の方から住民の方に解決の方法、和解の方法もあるし、払い下げの方法もある。具体的に私は市の方が解決策を出すべき問題であります。私はその点で市長ね、そら形として三審と言ったんですけど、その言葉の中には解決すると、住民の立場に立って。いろんな方法があるんですけど、解決するんだと。通達の問題がありますけど、一日もこれは延ばすことができない問題です。そのことをもう一度、この問題については、解決すると、住民の立場に立って。明確に、もうそんな10年、20年争う問題ではありません、市民を相手にして。私はそう思います。あと2分ある。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） バスの問題は、一定整理をいたしまして、福祉バス、これをコミュニティバスに転換していくという方針でございます。岬町もそういう形でやっております。当然、台数とか

いうのは多くしないといけないわけでございますし、連日運行ということになります。ルートについては、福祉バスで一定ノウハウもあるという話も出ましたけども、そういうことでございますから、あのルートをベースに、多少場所については最寄り駅も含めて検討をいたしております。

あとは予算的なことと、これは補正予算なり何なりということを組みでいかなきゃいけないという問題がありますし、一方では陸運局の許可ということになりますので、これが約3カ月——多少あるかとは思いますが——程度手続にかかる。振りかえる場合ですね。ということでございますから、そういうスケジュールの中で、そういう手順、手続がきちり踏まれた段階で早期に実施をしたいと、こういう考え方でございます。

それから、住宅の方は、一番の判決が出ましたら、基本的に尊重するという立場でございます。その中で所有権移転請求が認められるかどうかというのがあるわけでございますが、我々の方は従来から建てかえて、市民の住宅でございますから、多くの皆さんにも入っていただきたいというスタンスでございますから、それをベースにお話し合いをさせていただきたいと思っております。

議長（奥和田好吉君） 以上で成田議員の質問を終結いたします。

次に、12番 北出寧啓君の質問を許可いたします。北出君。

12番（北出寧啓君） わの会の北出でございます。附属小学校の残虐事件で、今開かれた学校がまたどのような形に今後展開するのか、非常に複雑な面持ちであります。教育委員会の方には、その開かれた学校への配慮を適切に判断して、今後ともより地域 - 家庭 - 学校という枠組みでの学校の再生を考えていただきたいと思えます。

それでは、第2回定例議会一般質問に入りたいと思えます。

まず、教育問題から入らさせていただきます。

我が国では不毛の90年代を通して未曾有の危機が一層深まり、しかも光明が一向に見えてこず、多くの人々は不安に駆られています。危機の深まりは、学校教育において一層明白になっています。

大衆消費社会で多様化し、かつ私人化する子供

たちには、戦後の日本の高度成長を下で支えた画一的な授業スタイルはもう通用しません。文部省は授業時間を削減し、生徒の創造性や能動性を引き出そうとしていますが、果たして現在の学校に生徒の創造性や能動性を引き出す能力や環境があるかが不問にされています。さらにいえば、人間関係がファミコンゲームにすりかわり、ますます他者性を喪失しつつある生徒が、どうすれば授業に参加できるかがより鋭く問われなければなりません。

さて、今日、文部省は、新しい学習指導要領で教育課程の3割減を行い、生徒がみずから学び、みずから考え、みずから行動して問題の解決に当たることを目指しています。しかし、気になるのは、みずからということが果たしてうまく成立しているのかということであります。みずからが成り立つためには、心の中には第2の自己、つまり他者が育ってこなければなりません。他者は神であったり古典であったりします。感じ、考える自己と反省する自己の対話によって、みずからがはぐまれてきます。このみずから、つまり単なる自己ではない自我は、自己内対話を通して自己をコントロールします。

教育委員会は、このみずから、しかし生徒たちにとっては危うい自我をどう理解しているのでしょうか。しかし、日本の子供たちの事情は、みずからの時熟ができにくい環境に置かれていると言わざるを得ません。子供たちは、はんらんする情報と欲望を無限に刺激する消費のための商品の洪水の中で生活しています。

簡単に事例を挙げても、ファミコン、貧困なお笑い番組、対話のない家族、かかわりのない隣人、人格の形成を主題にできない学校など、子供たちが自己をはぐむには、社会は余りにも無味乾燥としています。自己と向き合う他者が少なく、過剰でかつ瞬間的な情報や、ゲームと過剰な商品がひっきりなしに子供たちの意識を刺激する社会は、子供たちにとって悲惨としか言いようがありません。

こうしたことの対策を教育委員会は具体的に考えているのでしょうか。おまけに、不況の真ただ中で終身雇用制や年功序列制が解体し、勤勉、

豊かさ、幸福という価値観が崩落した今、子供たちはとりわけ夢をはぐくみにくくなっています。学校の荒れの根っこにはこのような社会変動が潜在していることを、教育委員会は明示的に理解すべきです。

次に、学校 - 家庭 - 地域のネットワークについて。

このような子供たちを取り囲む状況がどれ1つとっても厄介であり、学校だけでは何1つ解決できないことは明白です。昨年度、市教委は府の指導に従って地域協議会を設立しましたが、それによって学校は地域の支援をどのように得ることができたのでしょうか。地域から協力を得るのに、市教委が音頭をとり、学校長やPTA会長が大半を占める団体であれば、地域協議会に参集する団体は学校 - 家庭 - 地域での独立した地域とは言いがたく、これでは学校を支援する地域の展望は開かれませんか。

一方、子育て支援ネットワークやさまざまな団体が地域に根差した活動を始めています。そうした地域の団体こそ、学校 - 家庭 - 地域のそれこそまさしく地域の人たちに該当するでしょう。日本は、近代教育の初めから終始一貫して、官つまり国家が公を占有してきました。いわゆる行政国家であり、お上が公のすべてにわたって関与し、指示してきました。つまり、私たちは近代市民社会、自発的な個人が集合する社会に生活しているのに、市民は市民の討議による合意形成やそのことによる規範やルールの取り決めといった習慣がほとんど身につけてきてはいません。

市教委や学校も例外ではありません。公に認められた団体だけを選ぶなら、単なる公務としての行政指導の延長にしかすぎません。今こそ生徒が学校という学びの共同体で社会化し、よき市民になるための学びを教師・生徒間で自発的に始めなければならないのです。このことは、そして市教委にも言えるのです。市教委が地域に入り、自発的な育ちの団体を自分の目で見、判断すること、それこそが学校 - 地域ネットワークの第一歩なのです。

いかがでしょうか。また、学校が地域や家庭に支援を求めるとすれば、一体何を求めるのでしょ

うか。もちろん、それが単なる生徒たちの非行の取り締まりや私語や授業無視が頻発する授業の鎮静化に矮小化されるとすれば、それは対症療法でしかありません。

次に、幼 - 小 - 中のネットワークについて。

どう見ても、子供たちが今育っていく幼 - 小 - 中での生徒たちの知的、情緒的な成長に関して、教師間のつながりがよく見えてきません。地域は幼 - 小 - 中を越えたネットワーク組織をつくり始めているのに、教委は今後どうするのでしょうか。

次に、いわゆる道徳教育について。

教育基本法の第1条をひもといってみましょう。そこには、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とあります。

教委は、この目的を逐一完全に理解されることから、教育行政を行っているのでしょうか。人格の形成どころか、私化し欲望化する子供たちがどのようにして人格を完成させられるのか。教育委員会は、あすの日本あるいは市民社会を担う世代の根源的課題として、この問題に真正面から取り組まなければならない。

言い古されつつ繰り返される物の豊かさという近代の遺物から心の豊かさ、つまり公共性を取り戻すには、教育基本法でいえば、真理や正義を愛し勤労と責任を重んじる人間を形成するには、現代的に言えば、子供たちが法の下に市民として社会化するためには何をしなければならないのか、です。

私たちは、今近代化の負の面、ひたすら物の豊かさを求める大量生産、大量消費、大量破棄という高度経済成長路線を突っ走ってきました。その中で、家庭から父が、地域社会から商店主などのまちのリーダーが奪われていきました。それぞれが学校とともに、人に迷惑をかけてはいけない、人は助け合わなければいけないなど、子供たちに生きる価値や規範を教え伝承する地域社会（共同体）の良識の担い手でした。この地域社会のよき伝統が解体を余儀なくされたところにあられた

のが、子供たちにとってすさまじい破壊要因として作動している大衆消費社会、情報化社会です。しかし、私たちは、残念ながらこの事態を所与のものとして受けとめるしかありません。

したがって、私たちは、第一に日本全土に出現した大衆消費社会、情報化社会での生徒の育ちをその自己のあり方に従って分析しなければなりません。それを踏まえて、危うい社会状況の中で、徳つまり公共性がいかに養われるのかを考えなければいけません。市教委は学校での公あるいは公共性の実現をどう考えているのでしょうか。公共性とは公とも言えます。つまり、近代市民社会は、学習し議論し、合意を形成することで成り立っています。法とは、つまり市民の合意の結果であります。

そもそも徳——公共性は、人の共同営為の中でこそ基礎づけられるのですから、中学校学習指導要領に準じていえば、道德教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して、生徒の内面に根差した道德性の育成が図られなければなりません。それは言い換えれば、人間の自由にならない自然との格闘や社会への貢献といった公共性を貫くボランティア活動の中で、そこでの対話、コミュニケーションを通じてしか望むべく自我、またよき市民の形成ができないということでもあります。そして、子供たちは、それを通して市民社会の学校である学びの共同体で、生徒に準じれば生徒イコール市民として、民主的な市民社会の権利と義務、労働と責任、権力と正当性などを学んでいくわけであります。

さて次に、いじめや校内暴力について触れておきたいと思います。

他人へのいじめや暴力は、もちろん徳目とは対極に位置します。しかし、近代も市民社会の成立の過程で、心身障害者が社会から排除されてきたことは、フランスの哲学者ミシェル・フーコーがつとに指摘してきたことです。ただ、欲望のはんらんと管理社会の抑圧が同時に進む社会で、そして学校の授業がリアルな現実世界を読み解くすべを教えない現状で、子供たちは一層右往左往し、

それがいじめや暴力を加速させていることは否めません。

さて、教師の生徒への暴力はすぐに法によって裁かれますが、生徒間暴力や生徒の教師への暴力を市教委、学校はどのように扱い、今後どうあるようとしているのでしょうか。例えば、学校は監獄である、学校は無法地帯であるとはよく喧伝されます。つまり、心優しき弱き生徒たちは、無法に対して抗議できず、たまに抵抗することも、はたまた抵抗することもままならず、監獄ならまだ身の安全が図れるのに、それすらできない状況に時に押しやられています。つまり、場合によれば学校は監獄より危ない。私たちは法治国家に生きているのに、当然子供たちには市民社会の法とルールを教え、子供たちが主体であるはずの学校では、生徒を権利と義務の主体として扱わなければなりません。

当然、教師もそうです。壮大な公、つまり学びの共同体を営む教師は聖職でありつつ、法の下での基本的人権は当然保障されなければなりません。つまり、生徒並びに教師の身体の安全は、法と良識のもとに保障されなければいけません。にもかかわらず、昨今の公立中学校のいじめや脅迫、暴力などの非行には、余りにも法治国家のていをなしていないように思います。教育委員会の現況の説明と太っ腹の対応を求めます。

次に、スクールバスの運行について。

現在、遠距離通学を強いられている児童が一定数の数に上ります。しかも、道路が危険なので電車通学であり、そのことで自宅と駅、駅と学校の徒歩通学時間がかかります。池田小学校の事件もあり、登下校に不安が募ります。9月からですか、コミュニティバスの運行が始まりますが、子供たちの登下校にもコミュニティバスの運行を考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、市民の信頼を裏切った図書館員の処置、その後についてお聞きいたします。

停職後、同じ勤務に戻るのでしょうか、成田議員の質問に対する教育委員会のお答えをさらに細かくお聞きしたいと思います。

次に、地方分権と市町村合併についてお聞きいたします。

不毛の90年代に、国の内需拡大方針になびいて底抜けの公共投資を行ってきた地方自治体は、今や青息吐息です。その中で、中央政府・総務省は、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行を全面に立て、合併を進めています。合併促進の理由については、総務省は、第1に高齢化への対応、第2に多様化する住民ニーズ、第3に生活圏の広域化、第4に効率性の向上、第5に地方分権の推進と5点にわたって説明しています。しかし、その大半は理由らしき理由にはなっていないように思います。

まず、第1に問うべきは、不況対策と称して既得権益を確保するためにカビの生えたケインズ型財政政策を進め、むだな公共事業を拡大してきた政府と、それに追隨して地方債を乱発してきた知事及び市町村長の責任であります。本市でいえば、五百数十億円の負債をなぜ抱えたのか、まずそのことが問われなければなりません。

第2に、市長は合併の対象を実際問題として岬町、阪南市に求めています。それは平成17年までの合併による市町村合併推進体制整備事業費補助金を確保するための見切り発車にせよ、余りにも選択肢が乏しいと言わざるを得ません。なぜ補助金が欲しいのでしょうか。それは破綻した市財政の赤字補てんのための補助金なのでしょうか。

第3に、合併補助金は、現在小泉内閣の言う地方交付税交付金の削減と一体であります。交付金や補助金は削減するが、中央・地方関係での中央から地方への税源の移譲はない、この問題をこそ自治体の首長は、今こそ声高に主張すべきであります。にもかかわらず、市長の発言にはそれが見られません。それどころか、合併補助金に三顧の礼をしているように見えます。

周知のように、地方交付税交付金は、戦後復興の中で全国の市町村の財源を均等に保障することを目的に制度化されました。つまり、ナショナルミニマムを保障するために、基準財政収入額と基準財政需要額の差額を補てんしてきたのです。その原資は所得税、法人税等であり、その税の構造自体が中央と地方の財源の不平等をもたらしているのです。確かに、そのことによる財政調整効果はあったでしょう。しかし、市町村優先主義、独

立税主義等を地方財政改革の原則としたシャウプ勧告やその具体化に努めた神戸報告でも勧告されたように、中央政府と地方自治体の財源の配分は2対1、支出配分は逆に1対2という不公平、中央への過度の偏りがあり、その再配分こそ問題なのです。

第4に、市町村合併に関して、総務省は高齢化、生活圏の広域化、効率性の向上などを理由づけしていますが、それらは現行の広域行政でおさまることであって、市町村合併の積極的理由には決してなりません。

一方、多様化する住民ニーズには、小規模市町村の方が過疎地、辺境地のニーズに細かく対処できるという利点もあり、結局問題は、90年代も延々と続いた土建主義、族議員が暗躍する見境のない公共事業による中央、地方の財政破綻が合併の最大の理由でしょう。

もちろん、地方分権の実施には今後財源移譲が欠かせず、総務省や財務省は、財源の受け皿である地方自治体が一定の規模と能力を持つことが前提と考えていることは、地方自治法の制定あるいはシャウプ勧告の後の議論を見れば明白であります。しかし、それには合併は不可避かということについては議論の余地があります。

第5点として、首長は執行権者ですから首長に呼びかける権限はあるわけですが、前段として市民やその代表である議員と一定の議論をした形跡は余りないように思えます。合併こそ住民の意見が最大限尊重されなければならないはずであります。

さて、以上の議論を踏まえて、市長あるいは市当局は、この合併の意義を主にどこに見出し、またその手続と効果をどのように考えているのか、お答え願いたい。

壇上の質問は以上で終わります。よろしく御答弁をお願いいたします。

議長（奥和田好吉君） ただいまの北出議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 私の方から広域行政並びに市町村合併問題についてお答えを申し上げたいというふうに思います。

平成11年7月に地方分権一括法が公布されま

して、中央の時代から地方の時代へと地方自治のあり方が大きく変化しつつあります。御案内のとおり、この地方分権は、地域の行政は地域の住民が自分たちで決定し——いわゆる自己決定、その責任も自分たちが負う自己責任という行政システムを構築し、全国的な統一性や公平性を重視する画一と集積の行政システムから、住民や地域の視点に立った多様と分権の行政システムへと変換することをごさいますして、その実行の時代を迎えたと認識をいたしております。また、この地方分権の推進によりまして、地域が住民ニーズに沿った個性豊かな地域社会の構築も、より身近になると判断をいたしております。

一方、この地方分権の推進には、今申し上げました住民ニーズは今後さらに多種多様化、あるいは高度専門化し、地方分権を担うための行政体制の整備も急がれているところをごさいますして、当然ながら財源を伴った権限移譲が必要ではないかと考えております。

このような状況のもと、国におきましては、地方分権推進委員会の勧告等も踏まえ、法改正や制度改革を進め、地方分権の土壌整備に努められてきたところをごさいます。その改革の1つとして、合併特例法の改正があります。この合併特例法の改正は、期限を定めて、その期間に合併をした場合には交付税や特例債等の優遇措置が盛り込まれており、合併推進への土壌整備の1つでもあるというふうに考えられております。

本市におきまして、地方分権社会の受け皿としてますます重要となる市町村の役割を十分認識し、住民ニーズの的確な把握と地方自治体の組織のあり方の検討も必要ではないかと認識をいたしております。そのため、市町村の今後進むべき方向を検討するため、泉州南広域行政研究会を立ち上げいたしました。具体的には、研究会として詳細な項目について現況調査を早急に実施し、課題の抽出を行ってまいりたいと考えております。

地域の現状や直面している課題等、地域の置かれている現状をわかりやすく、議会を初め市民の皆様へ情報提供することにより、市民の皆様とともに直面している課題を解決するためには、どのように進んでいけばいいかということを考えてま

いる1つの組織体でございます。

なお、この組織体は合併を前提とするものではないかと考えております。広域行政と、それから将来合併ということも視野には入れて、一定のケーススタディーを行うということにいたしているところでございます。

また、御質問の中にありました本市の起債残高でございますが、下水道も含めておっしゃったのかなというふうに思いますが、一般の方では大分減ってきてまして約240億ぐらいということになっておりますが、御承知のとおり泉南市の場合は、道路、公園、下水道等の基盤整備、あなたもいつも言われておりますシビルミニマムを中心にやってきたものでございまして、むだな投資というものはないかと考えております。これもピークアウトいたしておりますし、それから返済のピークも来年度ということで、これから順次減っていくというところでございます。

それから、地方分権を考える場合、当然税源の移譲をもっと声高に叫ばなきゃいけないのではないかと考えておりますが、当然我々地方自治体、大阪府も含めた都道府県レベルでも、一定のこの税の配分のあり方については、強く申し入れなり要望をいたしております。全国市長会でも同様のことをかねてから申し上げております。

今般の経済財政諮問会議におきまして、ようやくこの税源の配分の問題が表に出てまいりました。一方では、地方交付税を削減するという方向とセットということでございますが、一方的に地方交付税を削減するということについては、当然反対でございますけれども、その一方で地方の税については、地方で一定配分を確保していくということについてのいわゆるセット議論での話ということであれば、当然関心を寄せるところでございます。

合併特例法によって補助金なりそういうことを求めているのではないかと考えておりますが、もちろん合併には、北出議員も御承知のとおり、当然法に定められた手順、手続がございます。合併協議会の設置については、我々からも提案できますし、また一般の方々の住民発議でもできるということでございますが、そこからは本来の合

併論議ということでございまして、我々が今研究会をつくったのはその任意のものでございまして、これによって1つのいろんなケースあるいはケーススタディーを行って、そしてその情報を当然行政、議会、そして市民の皆さんにもお示しをして、そこで大いに議論をしていただくということで今回行ったわけでございます。

したがって、今回は泉南、阪南、岬ということで当面スタートいたしましたけれども、これは何もこの2市1町に限定したということではございませんで、今後また参加というところがあれば入っていただいて、一緒に考えてまいりたいというふうにも考えております。

いずれにいたしましても、今地方分権時代を迎えての1つの地方自治体のあり方ということが問われているわけでございますから、私としては大いに研究もし、議論もし、そして今後のあり方を多くの皆さんとともに考えていきたいと、そういう趣旨でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（奥和田好吉君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 教育問題について北出議員さんの方から幾つかの質問がありましたけれども、最後の方の今後の図書館の運営体制というんですか、この件につきましてお答え申し上げたいと思います。

先ほど成田議員さんの御質問にもお答えをいたしておりましたけれども、図書館の運営体制につきましては、今までの2階と1階ということから、ライン上分かれておったということから、こういったことを早急に解決するというんですか、今後そういうことの起こらないように、1階で館長あるいは係長が執務をいたしまして指導監督、こういった見直しをしていくということで、指導監督を徹底してまいりたいなど、このように思っております。

また、職員の研修につきましても、公務員としての役割や責務をより認識するとともに、人権問題をみずから学ぶ意欲と自己改革に努めるべき姿勢を实践すべき教育委員会所管の研修並びに市の人権研修計画の目的に沿って、積極的に研修会に参加させてまいりたいと考えております。

また、職場環境の改善につきましてでございますが、専門職でもあるということで慎重に今後考えてまいりたいと、このように考えております。

一日も早く市民の皆様の信頼を回復して、図書館業務が先ほどからも言われておりますように文化の中心であるという形での運営を健全な形で持ってまいりたいと、このように我々責任を感じております。職員一同そのあたり自覚をして、今精励いたしておりますので、皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 北出議員の御質問に答弁させていただきます。

第1点目は、地域のネットワークに関する件でございますが、議員御存じのように、教育委員会におきましては、学校、家庭、地域のネットワークづくりを通じ、教育コミュニティを形成することをねらいとして、総合的教育力活性化事業を施策展開しているところでございます。この事業につきましては、中学校区単位の事業であり、昨年度から泉南中学校区並びに西信達中学校区で、さらに本年度からは信達中学校区並びに一丘中学校区において実施をする予定でございます。

本事業の目的は、地域社会の共有財産であります学校を核として、さまざまな人々が子供の教育のために力を出し合う協働の関係によって継続的に子供にかかわるシステムをつくり、地域で展開されているさまざまな活動の活性化やネットワーク化を進めることによって、地域社会の中で子供を育てるいわゆる教育コミュニティの形成を図ることとでございます。

この事業の最終目標は、地域の人々と地域の子供が豊かな出会いを通じ、確かなお互いの関係を切り結ぶことにあります。そのためには、御指摘もございましたが、いわゆる事業展開につきましては、可能な限りPTAあるいは地域主導の事業展開へ進めていくことが重要であると考えております。したがって、議員御指摘の子育て、環境、消費、文化、さまざまな領域で活動されております個人やグループ等幅広い参画を求めていくことが、本事業にとって極めて重要だと考えてお

ります。

次に、幼・小・中のネットワークの問題でございますが、現在、学校・園教育におきましては、小学校低学年における学級がうまく機能しない状況、いわゆる学級崩壊の状況や、不登校生徒の解決のための1つの考え方として、校種間の連携、段差の解消ということが指摘をされております。

そのため、本市におきましてもその重要性を認識し、幼・小の連携の取り組み、あるいは小・中の連携の取り組みが多様に実践されております。例えば、幼・小間におきましては、行事を通じた相互乗り入れ、あるいは小学校の生活科に幼稚園児が参画をする、あるいは子供同士の連携、中学校におきましては、出前授業あるいは入学する前のクラブ活動や授業等を含めた体験入学、こういったことが実施されておりますし、子供たちの世界だけではなく、教師間におきましても、日々の保育、授業をそれぞれの立場から見るという教師間の連携も進みつつありますし、こういったことが教育の中身のあり方の問題、つながりの問題として発展していくよう期待をしておるところでございます。

次に、道徳教育にかかわる件でございますが、今日、日本の1つの伝統が次第に失われ、大人社会が次世代を育てる心を失う危機に直面しているなどの指摘がある中、改めて道徳教育の重要性が求められます。道徳教育は、議員御指摘のように、教育基本法及び学校教育法に定められました教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し、未来を開く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標にするものであります。

具体的に、まず道徳の時間におきましては、道徳教育の1つのかなめとして年間の授業時数を確保すること、各教科との関連や児童・生徒の日常生活を考慮した重点的な指導を実施し、指導に当たっては児童・生徒とともに考え、悩み、感動を共有していくという姿勢をもとに、道徳的価値の自

覚が一層図られるよう、体験活動等を生かした多様な取り組みの工夫や魅力的な教材の開発を行い、学校全体で取り組む必要があると考えております。

また、児童・生徒の心に響く道徳教育は、道徳の時間のみならず、各教科、特別活動、総合的な学習の時間などあらゆる子供たちの教育の場で行われる必要があり、道徳の時間におきましては、そのことを深化あるいは統合さす場というふうに考えております。

次に、いじめの問題等について御答弁申し上げます。

本市のいじめや校内暴力、エスケープの現状についてでございますが、本年4月あるいは5月の経過を見てみますと、平成12年度までいじめや暴力行為は対教師暴力を除いて増加傾向にございますが、本年度4月、5月の経過を見ますと、対教師暴力、生徒間暴力、器物破損等いずれも一定減少をしております。

また、授業エスケープ等につきましても同じようでありまして、平成12年6月では71人の状況でしたが、本年5月の状況を見ますと29人と、一定授業が昨年比に比べて成立をしていくという状況になりつつございますが、まだ基本的な問題の改善には至っていないというふうに考えておりますし、本市のそういった現状を改善するためには、まず教師の指導が通る学校、授業が成立する学校にすることを第一義的に考えるとともに、対教師暴力、授業エスケープの問題を本市の生徒指導上の最重点課題として支援をしてみたいと考えております。

なお、対教師暴力にかかわる件でございますが、生徒指導に関しましては、教職員の共通理解と共同歩調による指導体制の確立を図ることが第一義であります。その上に立って、問題行動への対応につきましても、社会で許されない行為は学校でも許されないということを原則に、一定の行為に対しては、関係機関の協力を得つつ対応しているところでございます。何はともあれ、それぞれの学校の生徒指導上の課題を絞り込むこと、例外なき指導をやること、教職員の統一的対応ということが望まれるというふうに考えております。

次に、スクールバスの運行の問題でございます

が、議員の御質問にありますように、遠距離通学の危険性を解消するための件でございますが、平成11年度等の国の調査項目におきましては、遠距離通学の件につきまして小学校で4キロ、中学校で6キロ以上を遠距離通学者としております。本市におきましては、現在この基準に該当する者、あるいはこの基準に近い通学をしている児童・生徒数は、一定あるものと考えております。

例えば、信達小学校区では朝日山団地及びその付近の児童が12名おり、和泉鳥取駅から和泉砂川駅まで電車を利用した通学となっております。安全面からこのような方法をとっているものでございますが、各小学校では家庭と学校間の通学路を設定し、通学路における危険箇所の把握、児童・生徒に対する安全指導の徹底を図っております。

教育委員会としましては、児童・生徒の通学路における安全確保に努めたいと考えており、そのための1つの手法としてのスクールバスの件につきましては、研究課題の1つといたしたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 北出君。

12番（北出寧啓君） それでは、何点が質問させていただきます。

合併問題について、市長は財源移譲も含めて論議されていると、シビルミニマムの方向ではよくやっていらっしゃるといのは評価させていただきます。ただ、それが100%ではないということでは異論はございますけれども、今後地方分権の枠組みの中で、急がず慌てず時間をかけて合併問題をもっと深めていっていただきたい。その程度にとめさせていただきます。

ちなみに、市長、御存じですか。今フランスの地方自治体の個数何個あるか。フランスでは1789年のフランス革命時点でコミューンが3万8,000あったんですね。現在はまだ3万6,000あるんです。あの中央集権国家がいかに地方自治を踏まえた上で成立しているかということをお話しているんですね。ドイツでは今8,500ぐらいですね。だから、日本は明治で7万、大正で1万2,000、地方自治法制定からどんどん下がって3,000台ですけども。必ずしも数という問題

が縮小すればいいという問題ではないと思うので、それを踏まえた上で地方分権を真正面から取り組んでいただきたいと思います。

次に、教育委員会に質問をさせていただきたいと思いますが、道徳云々という話は一番欠落して、今お聞きしても生徒の悩みとかいろんなこと言いますよ。日本の公教育で一番欠けてるのは、公教育という名前がつきながら、公ということからほとんど議論されてない。教育課程の中で、今ボランティアだとか社会に貢献とかいろいろ言われてますけども、肝心のその問題が欠落してるんだなと思います。

それは基本的には、近代の市民社会というのは、自由な個人が集まって議論して、法を制定して権力を決定して政治機構を決めて、我々はその中の市民社会で生活しているわけですから、そのための土壌をつくるのが公立学校であって、そこでは今党とかいろんな形で偏見を持たれてるから、政治というものがどっちかという伏されてますけども、あなた方、例えば教育委員会でも教育委員会の権限があるわけで、文部省の権限があるわけですね。権限とその正当性のもとにあなたたちはやってるわけですから、そういう政治の枠組み、法の枠組み、権力の枠組みというのは避けて通れない。こういうことを一切語らないで、個人の悩みとかいう形で解消していくことに、日本の公教育の最大の問題点がある。

さらに言えば、日本はやっぱり近代国家成立過程で、伊藤博文とか山県有朋とかが市町村制をしき、帝国憲法をつくり、急速にアジア的な近代化を進めたわけです。それはあくまで国家主導であって、だから板垣退助とか自由民権運動が抑圧されてきたわけですよ。それは1つの国家のあり方、命運のあり方として仕方がない面は含んでいるわけですけども、それが明治から百何十年かけて延々と公教育と語りながらすべて国家主導で行われてきたことに、市民が一切成熟してないということに、公教育の中に市民が存在していないことに最大の問題があるんです。

細かい論議はしませんけれども、道徳教育は個人の悩みとかそうじゃなくて、いかに公を貫くか。公というのはみんなが集まって議論をし、コミュ

ニケーションをし、お互いの同意形成を図りながら一定の秩序、制度、政治機構、権力を形成していくわけです。その辺の確認をきちっとしていただかなければ、あいまいな形で公教育とか道徳などと言っては片腹痛いわけです。簡単にちょっと御答弁いただけますか。

議長（奥和田好吉君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 大変議論が難しく、教育委員会という一定公教育を推進していく上での立場からの答弁というふうにさしていただきたいというふうに思います。

いわゆる道徳教育にかかわって、道徳的な信条とか、あるいは判断力とか実践意欲、いわゆる道徳的な実践力を育成するプロセスにつきましては、議員御指摘のように、普遍的な徳目を教材等を媒介として注入していくと、こういった考え方は現在本市教育委員会でもとっておりません。まさに、言葉をかえて言えば、ボランティア活動あるいは日々の学習活動そのものの中からいわゆる道徳的な信条や道徳的な判断力、裏を返せば学習活動やグループ活動や共同活動そのものが道徳性を踏まえた活動として展開されてるのかと。そのことを抜きにいわゆる徳目だけを理解さしていくと、こういったことにつきましては、まあ言えば問題であろうと。

道徳の時間というのは、そういう教科や領域あるいは諸活動の中で子供たちが感じたその課題、問題を道徳の時間に、先ほども申し上げましたように、計画的とか発展的な指導によって補充したり、深化したり、統合したりと、そういうものだというふうに考えておりますし、そういういわゆる公という部分で申し上げれば、そういうふだんの学習活動、共同活動あるいはさまざまな活動が、議員御指摘のように、きちとした個々の人間の関係として成立していること、あるいはコミュニケーションがきちっと成立していること、こういったことを抜きにいわゆる道徳教育というのを進めることは問題があるのではないかと、このように考えております。

議長（奥和田好吉君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 今後、公という問題について議論を継続していきたいと思いますが、時間

の関係上、質問を移りたいと思います。

図書館員の処置の問題なんですけれども、いろいろ問題がございます。通常3カ月停職処分を経たら、ほかの議員もおっしゃってましたけど、奈良県警では停職処分を受けた職員は全員退職していると、そういうところの判断があるわけです。あるいは、停職後の——これは首長の権限だと思うんですけれども、例えばランクを下げるとか、そういうことを考えていらっしゃるのか。教育長でも首長でもお答え願いたいと思うんですけれども、ちょっとお願いいたします。

議長（奥和田好吉君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 今の停職を受けた職員に対して今後はどうなのかということでございますが、このことについて今具体的に検討はいたしておりませんが、その点慎重に検討してまいりたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 少なくとも常識でわかることは、同じ職場に復帰すれば、それでは市民の信頼性というのはいかにどうあれ回復はできないというのは、常識でわかると思います。教育委員会の今後の対応を見ていきたいと思います。議長、あと何分ございますか。

議長（奥和田好吉君） あと5分。

12番（北出寧啓君） それでは、世間では加害者に弁護士がついて、被害者の後のフォローがないのではないかとというのはよく一般に言われますけれども、学校においてもいろんな団体、保護者、先生、教育委員会、いろんな方々の御努力と御協力で一定の方向は出てきてるんじゃないかなと思います。それは感謝させていただきたいと思います。

ただ、問題は、次に例えば泉南中学校でまだ集団喫煙とか、そういうことが起こってるわけですよ。それをまだ集団的に取り締まれないと。二、三年前だとかかなり荒れた状況で手がつかないというのはわかるんですけれども、ある程度皆さんの御努力で鎮静化してまいりましたし、本来的な教育指導をそこで厳格に行うと。でないと、被害者というのは、今やっぱり見えないとこでたくさんいます。それと女性教諭が生命の危険まで脅かさ

れてると、生命の危険まで感じていると、そういう現状というのはあるわけです。

例えば、そういうことが許容されているのであれば、生徒というのはこれから市民になって、市民社会の法と秩序の中に生きていかなきゃならない。それをやっぱり教育委員会、学校、先生は教えていかなきゃならないはずなんです。そこがあいまいにされていくと、本当の人格形成は遂げられない。そういうことも含めて、さらに厳格な指導、性根を入れた指導を行っていただきたいと思うんですけれども、その点について御答弁、教育長お願いできますか。

議長（奥和田好吉君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 今、北出議員さんが御指摘されておりますように、学校の現場におきましても、学校は安全で子供たちが楽しく明るく学習をする場でございます。そういった面で、校長以下指導者が共通理解の上に、いろんな行動に対して、特に暴力的だとかこういった問題に関しましては、毅然とした態度で指導していくということは今後も教育委員会といたしましてもきっちり指導をしてみたいと思っております。

先般からの池田での事件、こういった問題、外からのいわゆるちん入者といいますが、こういった意味の事件、それから校内におきます、特に中学校等でしきりに言われております校内暴力的な事件、あくまでその被害になる子供たち、こういうことの事態が出てこないように、教育委員会といたしましても毅然たる態度で、各学校現場の校長先生を初めそれぞれの機関の方にもお願いをいたしまして、指導を徹底してまいりたいと思いません。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 北出君。

12番（北出寧啓君） それと、教員がよく口にする言葉なんですけれども、生活指導において、A君、B君はいい子だからこの辺でみたいなどはたくさんあるわけですね。人格的に全く悪人はいないわけです。全くの善人はいないわけですから、みんな葛藤したのが人間存在なんで、絶えず変転していくわけですから。その局面、局面の犯罪行為はきちっとただして、罪は罪としてしない

と、そこが非常にあいまいだと。あの子はいい子だからまあこの辺でもういいじゃないのと、問題にしないでこれ以上言わないでというのが学校の現場教師はよく話すことです。実際、人間関係、つき合っていればそういう問題はあります。しかし、そこを拘束されてはいけぬ。やっぱり公として法と秩序の社会に我々は生きてるわけですから、罪は罪として問いただすべきなんです。その辺をきちっと教育委員会の指導をもっと徹底させていただきたいと思えます。答弁願います。

議長（奥和田好吉君） 時間がありませんので端的に。亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 御指摘のとおり、毅然とした態度で、法を守るという形で学校の方にも指導してまいりたいと思えます。

議長（奥和田好吉君） 以上で北出議員の質問を終結いたします。

午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時 5分 休憩

午後1時17分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番 角谷英男君の質問を許可いたします。角谷君。

17番（角谷英男君） こんにちは。市政研の角谷でございます。第2回定例会に当たり一般質問を行いたいと思えます。

まず、市長にお伺いをしたいのでありますが、東京都議選が自民党の大変な勝利に終わりました。これは、小泉効果であると新聞報道にも言われておるわけでありますが、市長はこの小泉首相、内閣総理大臣の考え方、いわゆる聖域なき構造改革、むだな税金を使わないんだと、市民のために税金を使うんだと、国民のために税金を使うんだと言っておられるわけでありますが、向井市長から見てこの小泉さんをどう評価されるのか、まずお答えを願いたいと思えます。泉南市もこれは大きくかわり合いがあることだ、考え方が一致するんではないかというふうに思いますが、いかがなものでありましようか。

私は、今回の第2回定例会に当たり、全部で6つの質問を提出いたしております。

まず第1番、行財政改革であります、まず実施計画について質問をしたいと思います。

実施計画を見せていただいて一番先に感じたことは、なぜ今なのか。簡単に言えば、大変遅いのではないかという思いが正直いたしました。もっと早くこの実施計画ができなかったのか。なぜかといいますと、平成9年から行財政改革がスタートしたわけでありまして。そういう意味では、第2回目のこの実施計画は、当然もっと早く過去の経験を生かしながらできたのではないかと、そのように思うわけでありまして。同時に、またこの実施計画は、まさに聖域がないであろうというふうに思いますが、聖域なき実施改革なのかどうか、御答弁を願いたいと思います。

同時に、またこの実施計画がうまく実行できない場合、平成15年ぐらいが最大ピークだと言われておりますが、再建団体に入ると言われておりますが、どうなるのでしょうか。その辺のお答えも願いたいと思います。

実施計画の中身を見せていただいて一番感じたことは、13年度からこの実施計画がスタートするということではあります、残念ながら各項目を見ますと、非常に三角、いわゆる検討が多い。各項目その内容について見たところ、約6割以上が13年度は三角、検討にしておるわけでありまして。これはなぜなのでしょう。事実上2年になってしまっているのでしょうか。先ほど申し上げましたように、聖域なき行財政改革、同時に平成15年の財政危機を考えると、13年度、今から思い切った実施計画、実施をしていかなければいけない、私はそう思いますが、市長はいかがお考えなのか、お答えを願いたいと思います。

また、細かいことは自席で質問させていただきますが、補助金とか民間委託の問題につきますとなおさら三角が多いわけでありまして。個々の質問についてはできるだけ避けたいと思いますが、これもあわせてお答えを願いたいと思います。

続いて、まちづくりであります。

駅前再開発が凍結だと言われたわけでありまして。凍結なのか中止なのか、改めてお聞きをしたいと思います。なぜかといいますと、駅前広場、6億円強の債務負担行為を私たちも承認をいたしまし

た。しかし、駅前広場は間違いなく駅前再開発につながる事業であるというふうに私は認識をいたしております。そうなりますと、もし凍結であるならば、残った権利者の用地は、当然泉南市の再開発として考えなければいけない。中止であれば、当然中止でありますから権利者は自由にこの土地を使っていいわけでありまして。そうすると、再開発は当然考えられなくなるわけでありまして。その辺はどうなるのでしょうか。

同時にまた、駅前広場につきましては、都市計画決定を打っていない。都市計画決定なしに直ちに買収をしていく。こういうことが今までであったのでしょうか。なぜ都市計画決定を打たないでやったのでありましょか、お答えを願いたいと思います。

同時に、行財政改革にすべての私の質問は絡んでくると思いますが、今の時期に早くこの駅前広場をやる。しかし、債務負担行為で6億円強の行為を行いました、開発公社の考え方からいいますと、3年後には用地を買い上げなければいけない。そうなりますと、泉南市の財政からいって、今駅前広場はどうしてもやらなければいけないものなのかどうか。これも改めてお聞きをしたいと思います。私は素人でわかりません。同時に、市民もこのことについて大変な注目をいたしております。泉南市民は今、財政と税金、不況の中で大変注目をいたしております。そういう意味では、市長はこれに対してははっきりと答えなければいけないのではないかと私は思います。

同時に、先ほど申し上げましたように、駅前広場と再開発はリンクしておる。それであるならば、私はなおさら、市長がかつて再開発凍結前の用地を代替地として買収した、そして金利も含んだ27億強、このお金はどうなるのでしょうか、市民は知りたがっています。この経過説明と、同時に結果責任はどうなるのでしょうか。もし、中止であるならば、これはむだであったということになります。まさに、結果責任が行政として問われなければいけないのではないのでしょうか。お答えを願いたいと思います。

続いて、砂川樫井線でありまして、進捗状況はどうなるのでしょうか。大型工場の買収が終わりま

した。そして、一丘の砂川樫井線は供用を開始いたしました。それは結構であります。しかし、もう1つ大きなものが残っていると聞いております。果たして全面開通はいつごろできるのでしょうか。同時にまた、国は大きく公共事業の見直しを言っております。もし無理であるなら、思い切って方向転換する考えはないでしょうか。泉南市は東西線、縦の線が非常に少ない。かつて私も、駅前広場のかわりに長慶寺市場岡田線にその税を投入してはどうなんですかという質問をしたことがあります。改めてその質問をしたいと思っております。お答えを願いたいと思っております。

続いて、仮称泉南聖苑計画であります。

私は、かつて火葬場の問題について一生懸命質問をいたしました。市長もまた選挙の公約として火葬場問題を取り上げておられます。一生懸命働いた人が子供をつくり家をつくり、一生懸命全力で生きてきた人間が最後に行く場所があつた場所があります。私たち生きている人間が、最後に御苦労さまでしたと言って送らなければいけないのが火葬場であります。

それが直近の厚生消防委員会で、最速で7年だと言っています。平成20年に完成をすると、そういう答弁があったそうであります。果たしてこれでいいのでしょうか。平島市長時代からの問題であります。なぜこのように遅くなるのでしょうか。市民は待っていません。事実、岡田の火葬場は、シロアリに食われて大きな台風が来ればだめになると言っておられます。そのときはどうするんですか。

同時にまた、これも行財政改革から質問をしたいと思っておりますが、火葬場だけで約27億円前後かかると言われております。しかし、それだけの予算ではありません。進入路の問題、水道の問題、そして地元の皆さんに大変な御負担をかける。そのために要望も聞かなければいけない。地元の皆さんは、当然要望を出されて当たり前であろうと思っておりますが、その要望の費用もかかります。そうなりますと、大変な予算がかかるわけでありまして、時間と予算がかかります。この火葬場は、補助金がつきますか。恐らくつかない。起債も何割までいけますか。7割から7割5分だと聞いておりま

す。

そういう中で、現在の泉南の財政から考えて、果たして可能なかどうか。今まさに公共事業の見直しの中で、これも並行してもう1つの考えを模索しなければいけないのではないか。もっと安く、もっと早く、そういう場所を並行して考える必要があるのではないかと思っておりますが、市長はどのようにお考えか、お教え願いたいと思っております。

広域行政であります。

議員の皆さんも質問されました。私も以前も質問いたしました。泉南市民の皆さんは、今市長の言われる合併を視野に置いた考え方にどの程度賛同しているか。私も議員でありますから、何人かの皆さんにお聞きをいたしました。決してもろ手を挙げて賛成はいたしておりません。素朴な疑問を持っております。なぜ2市1町なのか。そして、シンポジウムでもありました。合併をするなら30万の都市を基盤とすると。残念ながら2市1町では14万であります。そこからしてまだおかし

い。同時に、私たち議会は、市長から正式に市長のこの広域行政、合併を視野に入れた考え方を聞いておりません。市長は、各種団体、いろんな団体のごあいさつの中で、まさに合併ありきのお話をされているように伺っておりますが、これでは議会と市民との間に大きな問題が出るのではないのでしょうか。今こそ市長が視野に入れたありきの合併を考えておられるのか、それともまず広域行政を展開して、そして徐々にやっつけていこうとしているのか、その辺はどうなんでしょうか、お聞きをしたいと思っております。

ケーブルテレビであります。

チャンネル9を見ますと、行政アワーで泉南市のPRを一生懸命されます。市長もよく登場されます。しかし、チャンネル9は行政のPRだけでよろしいのでしょうか。今、まさに情報開示の時代であります。私は、この議場で審議されるものは市民にとって必要なものばかりなんです。それをなぜケーブルテレビのチャンネル9で放映をしないのでしょうか。結果で結構なんです。文字放送でもいいんです。そして、市民の皆さんは、こ

の議場を見たことのない人がほとんどなんです。私たちの大事な予算がどんな場所でどのように審議をされておられるのか、それを市民の皆さんは知りたいはずであります。それをなぜ取り上げないのか、お聞きをしたいと思います。

教育問題であります。

大変な事件が起きました。大阪府の池田小学校、まさに許しがたい事件であり、お亡くなりになられた子供さんの御冥福をお祈りしたいと思います。二度とあってはいけない事件であります。泉南市はどうなんでしょうか。教育長が答弁をされておられました。各学校長を集めて大変な協議をされておられることは理解をいたしました。どういう話をされたのか、お聞かせを願いたいと思います。

同時にまた、これを防止するためには、ブザーとかベルとかいうことも言われておりましたが、その予算は市長はオーケーですと、要求があれば私は出しますということを答弁されました。これだけでいいんでしょうか。この事件を防止するために、泉南市でこういう事件を起こさないために、今予算措置をしなければいけないことは、もうほかにはないんでしょうか。あれば私は大いに支援をしたい、応援をしたい、賛成をしたい、そのように考えておりますが、お答えを願いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。残された時間があれば、自席から質問を行いたいと思います。よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

議長（奥和田好吉君） ただいまの角谷議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず初めに、小泉内閣の評価ということでございますけども、私は今回の総裁選挙は、堂々と選挙された。そこで選ばれた首相であるということが、今までどちらかといいますと話し合いとかというのが結構多かったわけですが、目に見える形で国民の皆さんにもオープンにされたということが一番よかったというふうに思っております。その中で、圧倒的な支持を小泉さんが得られたということでございますから、それなりの期待もあったというふうに思います。

いろんな改革の話をされておられます。これは、やはり当然我々もそうでございますけども、常に改革を目指して進むということに対する一定の評価だというふうに思います。ただ、実行が伴うかというのは、これからの内閣、あるいはむしろ自民党内という問題もあろうかというふうに思いますけども、少なくとも現時点では、そういういろんな改革に対して、非常に前向きで熱心に対応されておられるということが評価されてるんじゃないかというふうに思っております。問題は、これからそれをいかに実行に移せるかというところが、支持率の高さとまた関係してくる話ではないかなというふうに思っております。

それを受けた今回の東京都議選であったというふうに思いますので、自民党の方々——全員ではございませんでしたけども、大変な勝利をされたということだというふうに考えております。

それから、行財政改革についての、細かいのはまた担当の方から御説明、御答弁させますけれども、今回我々いち早く平成9年から3カ年行いまして、それを受けた形で第2次の行革ということで、今回から3年間行うということでございますが、もちろん12年というのは1年あいた形ではありますが、実際は書いたものではそういうことにはなっておりませんけれども、1次の継続の形で実行に移しております。したがって、当初中期的財政展望をお示ししたかというように思いますが、その数字そのものは、かなりいい方向に改善をされたというふうに思っております。

それで、13、14、15で再建団体に陥ることはないのかということでございますが、中期的財政展望も含めてお示しをさせていただいておりますとおり、非常に厳しい状況だとは思いますが、これはあくまでも基金等に手をつけないという形での一定の収支の見通しということでございまして、一方では公債管理基金あるいは公共施設整備基金というものが若干積み増しをしてきておりますので、それらも含めて絶対にそういうことにはならないという方針で臨んでおりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、市町村合併の問題についてでございますけども、市町村合併特例法が現実に施行され

ているわけでございまして、私は常々言っておりますのは、合併を前提ということは申し上げていないわけでございまして、広域行政を進めるというのが1つございます。もう1つは、特例法という一定期限の決められた法律でいろんな優遇措置が組まれておるわけでございますから、それをもしパートナーがあって検討しようということがあれば、じゃ1つの行政体になった場合にどういうメリット、デメリットがあるのかということを中心と調査をして、そして議会なり市民の皆さんにお示しをして、一定のまたいろんな御意見も賜っていきたいというのが私の考えでございます。

合併というのはまだまだ法的手続があるわけでございますから、幾ら首長が仮にそういう方向を示したとしてもそうはならないわけでありまして、一定のいろんな手順、手続があるわけでございますから、当然議会の議決あるいは住民発議とかさまざまな過程があるわけでございますから、そう短絡的に合併ということには至らないというふうには思いますが、21世紀の今の時代を考えると、地方自治体が今の組織でいいのかと、地方分権そのものをやっぱり受けていかなきゃいけない。その受け皿として、こういう今の例えば個々の3,000余りの行政体でいいのかという問題は当然あるかというふうに思いますし、これを支えている地方交付税、これがもうパイそのものが絶対ふえていかない。

今回も何か1兆円ほど減らすという案もあるようでございますけども、そういうことからしますと、地方の財政というのは非常に厳しくなると。それにいかに耐えていくか、あるいはそれを乗り越えていくかということを中心に考えないといけないと思っております。1つは地方税源の移譲という問題もありますけれども、今までのように右肩上がりに経済も非常に成長しないという中でどうあるべきかというのは、本当に真剣に考えていけないといけないというふうに思っております。

それと、今回泉南、阪南、岬で一応のスタートをいたしました。これは既にごみ行政あるいは介護保険、公共下水道等で一緒にやっているということがございますから、これはミニマムのスケールであるというふうに考えております。

それとまた、近隣の市町にもどうですかというお話もさせていただいております。まだ結論は出ておりませんが、もし一緒になるのであればどの程度の規模を目指すのかと。中核都市あるいは特例市、いろいろあると思いますけれども、2市1町では確かに15万ぐらい、もう少し大きなエリアで考えますと30万ぐらいということにもなるかというふうに思いますので、これらはただしそれぞれのまちのお考えもございますから一概には言えないわけでございますが、まず我々市長、町長が一定の方向を示さないと、なかなかこれに取り組むということにはいかないわけでございますから、そのあたりの問題提起をさせていただいております。

それから、対議会でございますけども、この今回の研究会をつくるにつきましては、一定私の方からも御報告もさせていただいてるつもりですし、それから正式発足したという時点で所管の委員会にも御報告はさせていただきます。これは今の任意の研究会のスタートでありまして、本来の合併の手順とは違うわけでございます。当然、合併に至る手順、手続というのは、議会抜きでは考えられない話でございますし、当然市民の理解、反応ということがございます。

今回は、いろんなことをお考えいただくための調査研究をやるというのに主眼を置いているわけでございまして、それはできるだけ早く一定の調査をして、そして情報の開示をして、またいろんな御意見を賜りたいと、こういうのが今回の泉州南広域行政研究会でございますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） それでは、私の方から角谷議員御質問の行財政改革について何点か御答弁申し上げます。

この行財政改革実施計画案は、本年2月に策定いたしました行財政改革大綱を着実に推進し実現を図るため、平成13年度を初年度といたしまして、今後3カ年で取り組むべき具体的な項目について、実施年度や経費効果について取りまとめたものでございます。

本実施計画案は、事務事業の見直しや適正な定

員管理などの実施により、財政構造の転換を果たし、健全な財政運営への道筋をつけることを目標といたしてありまして、聖域を設けず行財政全般にわたっての見直しを行いたいと、このように考えております。

また、今回の実施計画案は、今後3カ年において各年度ごとに実施時期を明確にさせていただきました。その中で三角印、いわゆる検討ということですが、この分につきましても、できる限り前倒しで実施できるものについては実施してまいりたいと、このように考えております。

そして、実行できない場合、再建団体云々の話がございました。この問題につきましても、計画書の目標といたしまして、平成15年度末に財政再建団体への転落の回避を最優先の課題として、今後この財政健全化への道筋をつけていくと、このように述べているところでございます。

それで、あと13年度からのスタートということで、各項目の三角が多いのではないかという御質問もございました。この分につきましても、先ほども申しましたように、この実施計画につきましては、平成13年度からの3カ年という形でこの実施計画書をつくっております。

その中で、この計画書をつくる前に各庁内で種々今後やるべきこと、あるいは今まで検討課題にしてきたもの、そういったものの問題を出し合ひまして、そして平成13年度からまた新しく今後の問題等について検討していこうということになりました。その結果、平成13年度に三角が出てきているということであります。なお平成13年度までに実施済みのものにつきましては、丸印という形であらわしておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

それから次に、民間委託等の問題でございますが、この問題につきましても、もし市民に対するサービスが同じで変わらないのであれば、コストの高いシステムからよりコストの低いシステムに切りかえることが必要ではないかという視点に立ちまして、今後行財政改革の中でこういった問題についても引き続き検討していこうと、こういうことになっておりますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 和泉砂川駅の周辺の整備について御質問がございました。私の方からお答えをさせていただきます。3点ほどあったかと思えます。

まず、再開発事業については、これは凍結なのか中止なのかということでございますが、凍結でございます。だれも中止とかは言っておりません。詳しくは、再開発を行うに当たって組合方式による事業手法、これについては凍結をするということでございます。それによって急がれる都市整備、これをどうするかということでございましたので、そのときに午前中の質問者にもお答えさせていただいたように、因数分解をして官民それぞれの役割分担をして、駅前の整備を行うということでございましたので、泉南市といたしましては、続けております砂川樫井線、また駅前広場、また都市計画道路であります信達樽井線、これの整備に着手しようということに決定をしたわけでございます。

それから、なぜ都市計画決定をせずに都市施設の整備をするのかということでございますけれども、駅前広場につきましては、これはもうあの場所以外には——いろいろ準備組合の中でも議論してきたわけでございまして、信樽線を挟んで東側とか西側とかいろいろな議論があったわけでございますけれども、今現在考えておる広場の位置、これについてはもう合意形成ができておるということでございますので、都市計画決定の必要はないのではないかという判断をいたしておるわけでございます。

それから、なぜ性急に用地買収をするのかということでございますけれども、議員先ほど御質問の中でもございましたとおり、平成13年度から平成16年度の3年間にわたって用地取得の債務負担行為が御承認されたわけでございますので、この3年間に用地取得をするというのが我々の責務でございますので、この期間の範囲内で、決められた予算の範囲内で用地取得をするということに取り組んでおるわけでございます。特段急いでいるわけではございませんので、御了解いただきたいと思えます。

なぜ16年度までかということでございますけれども、砂川樫井線、この道路についてはほぼ16年度の事業完了をめぐりましてしておりますので、この道路の事業効果を上げるためにも、当然引き続き駅前広場の整備をしなければならない。それには用地取得を先にしなければならないという判断のもとに取り組んでおるわけでございます。

それから、砂川樫井線の進捗状況及び考え方申しますか、思い切った変更をしようかという御提案もございましたが、砂川樫井線についても、午前中の質問者にお答えさせていただいたように、二十数年間にわたって事業をやっておるわけございまして、なかなか道路としての事業効果が出ていないという部分もございまして、今年度から市場岡田線も事業に着手しておりますし、これによって部分的に砂川樫井線の事業効果も当然出てくるということでございます。できるだけ早く、長くかかっておる都市計画事業でございますので、片づけたいわけでございますけれども、財政的なものもございまして、また地権者との交渉の話の中でもございまして、時間がかかっておるのが現状でございます。

それから、既に事業認可を受けてやっておる道路事業でございますので、これをもう途中でやめてまた新たな事業に転換をするということについては、これはちょっと難しい問題でございます。特に、この砂川樫井線の道路事業につきましては、一丘団地の当時の住宅整備公団、これからの負担金も現在もいただいておりますので、基本的には再評価も受けた事業でございますので、早く終えたいということで取り組んでいきたいと思っております。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。
市民生活部長（藤岡芳夫君） 市民生活部の方からは、仮称泉南聖苑の基本計画につきまして御答弁申し上げます。

財政を考えるともっと早くできる、安くできる、そういうように並行して考えてはどうかというような御質問だったように考えておりますが、市民生活部としては、従来のこの候補地に絞ってきた経過があってこの現在の候補地になっていると、このように存じております。

それから、財政面のことを考えましてですけども、この現在の財政状況より、事業費をもっともっと抑制して効果のある火葬場建設をやってまいりたいと、このように考えております。今回、議案提出としまして追加ということになってございますけれども、その辺についての見直しとして提案を申し上げておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 先ほど角谷議員さんから、今回の池田の事件に関して各学校・園長にどういふ話をしたのか、指示をしたのかという御質問がございましたので、その折のことにつきましてお答えをしたいと思います。

その臨時の校園長会を持ちます前に、大阪府教委の方での学校教育指導主管の部課長会がございまして、それを受けまして、その折の資料等を提示しながら教育委員会の方から指示を申し上げました。

まず、その時点でわかっておりました今回の事件の概要、それから文部科学大臣の談話、並びに一昨年12月、京都での事件がございまして、この折に文部科学省の方からいわゆる幼児、児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理についてということで、チェック項目といいますが、危機管理に対します安全管理上のチェックリストが参考として出されておりましたので、それをもって府の教育委員会の方でも昨年の1月でございまして、その時点での指示がありましたので、これを既に教育委員会としても配布をしておりますので、それを再点検し直していただくというようなことをこの機会に申し上げました。また、府警本部の方からいわゆる安全対策の強化についてという通知も出ておりましたので、それも配布をいたしました。

具体的に申し上げますと、教職員が常日ごろから危機管理に対する共通理解を図ること、それから不審者の侵入防止と、いざ入った場合のいわゆる通報体制の確立。以前からも申し上げておりますけれども、通用門を限定するとか、あるいは外来者の方には用件を聞いて職員室に連絡する体制をとるとか、また校舎内に立ち入る者には声かけをしていくとか、不審な挙動がある場

合には職員室へすぐ連絡をとる。

また、緊急時体制のマニュアル化ということで、いち早く職員室への連絡、あるいは管理職等から各関係方面への連絡をしていくとか、それから保護者に対しての連絡、園児、児童・生徒の逃げる避難の方法だとか、そういった具体的なことでございます。安全を確認して子供たちを集団下校させるなり、そういった対応策、そういったマニュアルの整備とこれを職員に徹底をするということをお願いをしまいいておるところでございます。

それから、仮にいざ事件が起こった場合には、校外学習等をやっておる児童を安全に学校へ戻すなりの対応も必要だということで、下校方法だとか下校のタイミングの判断だとか、こういった細かい点につきまして学校長、園長さんの方に指示を出して、早急にその対応策をつくっていただいているというところでございます。

それから、予算の方の関係でございますが、たびたびお答え申し上げておりますように、校園長の各教職員に防犯ブザーを早急に持たせるという手配をさせていただいております。

それから、いわゆるハード面の設備に関しての件につきましては、今後慎重に検討しながら、もし予算的な問題をお願いをしまいらねばならないということが出てまいりましたら、市長さんとも相談しながら進めてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） ケーブルテレビにつきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

ケーブルテレビにつきましては、貝塚市以南の4市3町で放映を開始いたしまして4年目を迎えております。この間に、市の施策や行政の情報を初めといたしまして、まちの産業や話題、さらには市民の皆様のサークル活動等、幅広く泉南市のトピックスのように紹介をさせていただくとともに、文字放送では市役所からの案内や情報の提供に努めております。おかげをもちまして普及率も4市3町ではトップとなりまして、最近では市民の方々からも取材依頼を受けることもございます。

今後も、地域に密着した市民のための番組制作に努めてまいりたいというふうに考えております。

議員御質問の議会の放映の関係でございますけれども、本議会を放映するということについては、技術的な問題等ございまして、まだ課題があるというふうに考えておりますので、もう少し検討していきたいというふうに考えております。ただ、議員御指摘のように、議会の仕組みや議会の様子、それと内容として行政アワーの中で、文字放送番組としては技術的には可能ではないかというふうに考えております。

各4市3町、他の市町の動きも調査をしてみなければならぬわけでございますけれども、今後議会の御意見等もお聞きした中で、その辺の放送もできるように、我々としては前向きに取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（奥和田好吉君） 角谷君。

17番（角谷英男君） だんだん時間が迫ってまいりましたので、できるだけわかりやすく簡単に再質を行いたいと思っております。

まず、駅前広場でございますが、再開発については凍結であるというふうに改めて言われました。凍結でありますと、駅前広場にかかわる用地であります。権利者から見れば、都市計画決定を打ってなければ、駅前広場以外は自由に販売してもいい、何つくってもいいわけです。そうなりますと、泉南市の再開発は凍結である以上、まだ継続する可能性は大いにあるわけです。しかし、残念ながら、権利者が自由に販売をしたり自由にいろんなものをつくっていきますと、再開発ができなくなる可能性があるわけです。そういう意味では、都市計画決定を打っておかなければだめじゃないんでしょうか。お答え願います。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 街路の信達樽井線、これについては都市計画決定を打っております。だから、当然都市計画法上のそれに係る用地については制限を受けておるわけでございます。また、砂川榎井線、これについては都市計画決定を打っております。また、全域ではございませんが、一部事業認可もっておりますので、

当然都市計画法上の制限を受けております。

広場については、これは計画を打っておりませんから、地権者がまた別の事業をやろうということになりますと、それはできると、可能になるということでございます。当然、準備組合の中での煮詰まった話の中での広場ということでございますんで、現在用地を取得しようとしている権利者、これについては合意も得ておるわけでございますんで、特段都市計画決定を打って縛るという必要はないという考えのもとに事業を進めておるということでございます。

議長（奥和田好吉君） 角谷君。

17番（角谷英男君） 合意形成ができておることとありますが、要するに残った権利者の用地についても、市の考え方を了解いただいておりますというふうに理解していいんでしょうか。これ1点。

それと、もう1点は、どうしても駅前広場にしても、砂川榎井線、同時に駅から府道何とか停車場線と言うんですな。これらが同時に進んでいかなければ意味がないんですね。砂川榎井線にしても完成が16年と言われていますが、それに間に合うんでしょうか。事実、砂川駅前の用地にしても、絶対だめだということ迂回するわけですね、砂川榎井線が。そうでしょう。右に折れていくんでしょう。一丘団地から上がってきて、本当は突き抜けるわけですね、駅に。そうでしょう。それがだめだから、とりあえずはライフの後ろ側を通過して左に曲がって——そうではないんですか。完全に突き抜けるということですか。それが16年。間違いのないわけ、完成予定。いや、問題になっているでしょう、今。用地買収できてないでしょう、そこ。なかなかだめなんでしょう。そういうものを並行してやっていって、初めて駅前広場もわかるし、市民も理解していくと思うんです。しかし、何とか停車場線もなかなかあそこは同時並行でいかんでしょう、府道ですから。その辺はどうなんですか。

それと、合意形成の話も答えてくださいよ。もう権利者は十分理解されてるわけですね。再開発に使うということについては、十分理解されてるわけですね。ということは、自由に売買しないと、

泉南市と十分話し合って、民間として再開発に協力するというふうに理解していいわけですか。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 合意形成ができておるといのは、駅前広場、この用地の部分だけでございまして、後は民間で整備をするということでございますんで、我々はどうかというわけにはまいりませんので、その分については合意形成はできておりません。ただ、広場の部分だけでございます。

それと、道路事業でございますけども、この信達樽井線、これはおっしゃられるように和泉砂川停車場線ということで、府の道路でございますんで、当然本来の事業主体は大阪府になるということでございます。（角谷英男君「いつから」と呼ぶ）

いつから事業着手するとか、そういうものはまだできておりません。当初、できておりましたのは、その道路につきましても再開発事業の区域内で再開発手法によって道路整備を行うということとございましたが、これがもう凍結となったということとございますんで、それ以後どういう手法で道路整備をするのかというのについては、大阪府と協議をしていかなければならないということとございます。

それと、砂川榎井線につきましては、事業認可をとってる部分についての、これは当然用地買収とかいろいろやってるわけでございますけども、まだこれから都市計画変更をして、それから事業認可をとって事業を行わなければならない部分が駅の近くでございます。これについては平成16年度までではなしに、今現在平成16年度までに事業を終えたいと考えておりますのは、閉鎖した踏切、あの部分から一丘団地までの約1.5キロメートルについて、これを完了したいということとございます。ですから、駅につながらないわけとございますんで、何とか駅につながる方法として駅前広場も検討しておるわけでございます。

議長（奥和田好吉君） 角谷君。

17番（角谷英男君） お聞きしますと、本来これがセットでなければいけないものがどうもばらばらなんですね。これはなかなか理解を得にくい

んではないかなというふうに思います。こればかりやってるわけにいきませんので、聖苑問題について質問をしたいと思います。

経過があるから今のままで行くんだという答弁でございました。経過ということになりますと、振り返ってみますと、この聖苑は市長、土取りが絡んでるんですよね、はっきり言いまして。泉南市は大阪府に、言葉は悪いが、だまされたということになったわけなんです。大阪府、関空の力でいわゆる造成費用を浮かして、そこに泉南聖苑をつくり上げていくんだと、墓地も含めて、100億円の事業だと言われたわけです。

しかし、本来振り返ってみますと、あの時点で幾つかの考え方、アイデアを持っとかなければいけなかったのではないかなと今思うわけなんです。結果として、非常に高いもんになってきておる。そういうことをやっぱり言わざるを得ない、結果として。基本は土取りだったということだと思います。これが1点。

しかし、それを執拗に追っていきますと泉南市の財政に大きな影響を与えていく。だから、思い切って並行した考え方を持つ必要があるのではないのでしょうかということ言ってるわけです。財政に大きな影響を与えていきますよ、これ間違いなく。それぐらいの幅を持った方が私はいいと思いますよ。そこしか絶対できないのか。考えりゃ出るかもわからない。要は、市民のためにできるだけ早く安くつくる必要がありますということなんです。

それと、広域行政に絡んで、これも質問、提案をしたいと思うんです。私は、かつて病院問題を2市1町でやったらいかがですかという提案をいたしまして、だめだった。まだ将来の期待は込めております、残った用地がありますから。

しかし、この火葬場についても、実は阪南市の火葬場も泉南の男里川の対岸にありまして、実は男里の近くの住民の皆さんに聞きますと、煙が上がれば慌てて窓を閉めなければいけないんだ——これは泉南の住民なんです。古い施設なんです。しかも、阪南市もあそこしかない。老朽化しておる。泉南市もやらなければいけない。

じゃ、市長、先ほどの泉州南広域行政研究会、

ここには広域的連携のあり方等について、2市1町ですけどもあるわけです。どうなんでしょうか、市長、こういう問題もこのテーブルに乗せて、できるだけ早くお互いに2つ合わせて大きなものをつくりませんか、そういう提案はできないでしょうか。そういういわゆる広域行政を具体的にやって実施して行って市民に見せていくことによって、いろいろなものが市長の言われるような視野に入れた問題も理解をされていくのではないのでしょうか。これは必要だと思いますけども、いかがでしょうか。土取り問題とこの2点。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目ですけれども、これはちょっと順序が違うと思うんですね。もともと聖苑計画を泉南市は持っておりまして、そこにもし土を取るんならばということで、法的な理屈も含めてあそこから若干取っていただいたらどうですかと、こういうことでしたわけですね。ですから、土取りがあるからあそこに決めた、そういうことじゃないんですよ。（角谷英男君「平島さんの時代からと私も言ってますよ」と呼ぶ）ですから、その道そのものは一応あそこに最終的に決めて、それをいかに経費節減するかという中で、何とかそういう土という話があったんですが、土を出すというのも1つの手ではございますが、御承知のように谷ですから、切り盛りバランスで出さなくてもいいというふうには技術的にできますので、今回そのあたりを見直そうということと、それから今地元にお話をさしていただいておりますが、地元としては門戸を開いていただいて、もう絶対にだめだということではありませんので、我々としては、もちろんいろいろその要望というのはあるとは思いますが、受け入れ、最終的には御理解をいただけるのではないかなというふうに思っておりますので、鋭意地元とのお話もこれからさしていただくと。そのためにいろいろその御意見もいただいた分も入れて、位井上池の利用も含めて考えていきたいというのが今回の見直しでございます。

広域の中で考えてはどうかというのは、考え方としてはあるかもわかりませんが、今のところ地元も何とか協力いただけるのではないかと

いう感触でございますので、スピード的に言ってもそれが一番早いのではないかというふうに思っている次第でございます。

病院の話も出ましたけども、病院の広域化というのは、私は何もそれは違いますということは言っていないですよ。あなたの言われてるりんくうへ持ってくるということについては、済生会との時間的な問題、また関係——お隣のまちの事情がそう簡単にそこに落ちつくということは、見通しとしては考えられにくいということで、済生会は済生会でやっていただくと。その病院問題というのは、広域の中で当然議論をしていきたいと思います、こういうことになっております。

議長（奥和田好吉君） 角谷君。

17番（角谷英男君） 病院問題に触れまして、これをやりますとまたもとに戻ってしまいますのでやめますが、ただ私が申し上げますのは、確かに地元合意ができつつあると。それは大いにできればいい。ただし、それにはある面条件が絡んでくるわけですよ。

それと、これから7年かかって平成20年、これ市民は市長、待てますかな。だから、私が言ってるのは、並行して考えたらどうでしょうか。だから、今度の補正に反対するものではありません。私たち総論は、火葬場をできるだけ早く、まして今の財政難の時代ですからできるだけ安く、市民の税金ですから。だから、並行して考えたらどうでしょうかという提案なんです。決してむちゃなことを言っていないんです。火葬場をやめとは言っていない。そして、今考えている場所をこれも中止せえとは言っていないんです。ただ、時間と費用が、先ほども申し上げましたが、道路、水道、地元要望です。これ幾らかかりますか、予想されてますか。大変ですよということを言ってるんです。

大事なことは、市民のための火葬場なんです。私たちのためでもあるんです。それには早く安く、やっぱり市長、これには反対しませんよね、場所はともかくとして。それには並行して考えても別に問題はないんじゃないでしょうか。いいとこがあれば、先ほど壇上でも申し上げましたが、公共事業の見直しを思い切ってやります、これで

小泉さん人気が出てるんですよ。評価されてるんですよ。市長だって当然いつも言ってるわけです。勇気を持って改革やと言ってるわけです。

そういう意味では、並行して研究、勉強していくぐらい問題ないんじゃないでしょうか。ここにどうしてもだめなんだ、それには幾つか問題がありますよと。もう一度お答え願います。私の考え方、おかしいですか。提案、おかしいですか、意見は。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） こういう施設というのは、他のまちでもそうですが、二兎を追う者は一兎も得ずということで、そういう安易なものではないというふうに思っております。どうしても地元が100%受け入れてくれないということであれば、それはいろんな考え方を模索しないとイケないと思いますが、今のところ地域の皆さんも御理解を得つつございますし、今回の見直し案についても御了解をいただいて予算措置をさせていただくと、ここまで来たわけでありますから、この今の場所で詰めていくというのは、時間的にも一番早いと、こういうふうに考えております。

〔角谷英男君「議長、あと2分ぐらい」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 角谷君。あと2分。

17番（角谷英男君） 市長、教育委員会に最後にちょっと言わなければいけないことがあるんで、もうこれで最後にしますけど、合意形成ができつつありますと。だけど、これから7年かかるんですよ、まだ言われてるのは、合意ができておるんであればもっと早いでしょう、進むのは。それと、予算的なもんを全然言われぬ。

だから、これはもうここでとどめますけど、私の提案、考え方も一定理解をいただきたいと思うんですよ。むちゃ言っていないんです。これは市民のため、市のために言ってることなんです。安く早くできることを二兎を追う者は一兎を得ずではないんですよ。一兎を進めてくださいと。しかし、もう一兎を研究する必要もあるんじゃないですか。それがよかったら勇気を持って変える必要があるんじゃないですか。それが今の国の考え方であり、トップリーダーの考え方だという評価が出てるわけなんです。決して私はむちゃなことを

言ってるつもりはありません。これ1点。もうこれで終わります。

最後に、もう2分ですから、教育長、私ね、泉南市が今度の事件を契機に考えなけりゃいけないと答弁されました。しかし、教育委員会や学校現場が一生懸命やったってだめなんです。それでは全部おさまらない。防止はできない。今こそ泉南市すべて挙げて、このまちは安全なんだと、教育の現場も大丈夫なんだという宣言をしなければいけないぐらいなんです。

そのためには、市を挙げて、市民挙げて各種団体挙げて検討し、お互いに勉強していかなきゃいかんと思う。それは教育委員会から言わなければいけないと思うんです。区という組織があります。きょうも傍聴にたくさん来られてましたが、青少年指導員協議会もあります。いろんな団体があります。そういう人たちに全部集まっていたら、泉南市の教育に対する考え方はこうなんだと、危機管理はこうなんだと、だから協力してほしいと、全市挙げてやりませんか、やってくださいと、そういうことを言う気ありませんか。

議長（奥和田好吉君） 亀田教育長。時間がありません。簡潔に。

教育長（亀田章道君） 全部の各種団体にお集まりいただいたの会というものは持ってありませんけれども、今回の事件に関しましていろんな形で協力をお願いしてまいらねばいかんということで、各種団体、青少年協議会ほかすべての会の方に協力依頼の文書は発信させていただいております。

今後、今議員御指摘のように、そういったことも検討させていただいて、会議を持つなり、そんなことも検討してまいりたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 以上で角谷議員の質問を終結いたします。

次に、16番 島原正嗣君の質問を許可いたします。島原君。

16番（島原正嗣君） 皆さんこんにちは。御指名をちょうだいいたしました。会派は民社研でございます。党籍は民主党でございます。東京都議選では一定の成果はおさめさせていただきましたけれども、一般的には民主党振るわんのではないの

かと。鳩山君ともいろいろ協議しまして、皆さんの御期待に沿うように頑張らせていただきたいと思います。

梅雨期に入りまして、一日の中でこの2時、3時というのは、非常に疲れやすい時間でございます。至らぬ私でございますが、どうぞ長いおつき合いに免じましてお聞き取り願いたい、このように心からお願いを申し上げます。また、平素は公私にわたりまして、皆さんからの格段の御支持、御支援をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

それでは、本市第2回定例会に際しまして、既に通告をいたしております大綱第8点にわたりましての質問を行うものであります。

今日、我が国の政治社会の環境は、相変わらず激変の一途をたどっているところであります。私は、具体的な質問の前に、そのとき歴史は動いた、激動の時代、救国の範としてその歴史に名を残した江戸時代の構造改革者、財政再建をなし遂げた第8代将軍徳川吉宗は、紀州藩、和歌山出身であります。若干22歳で藩主となり、当時100億に上る借金を返済し、1761年6月26日、33歳の若さで江戸を制するに至ったのであります。

元禄時代、当家四男として生まれた吉宗は、自由奔放に育ったようでありますが、藩主になってからは、1日の食事を2食とし、食菜、おかずも2品に限定、みずからが藩の経済と食糧の自給確保に専念をされたと言われます。

吉宗は、政治の成功は信頼が第一とされ、1日2食2菜の信念を裏切ることなく、68歳の生涯まで守り通したと言われます。そして、みずからの墓をつくることにおきましても否定をされ、その資金を幕府の収入にと進言されたようであります。また、吉宗は、人は誤りを知るが誠の人を言う、この名言を残し、幕府中葉の宗として名を残した人物であります。

小泉総理は長岡藩の米百俵論、小林虎三郎を評価されておりますが、私は歴史の人吉宗を政治の哲学として崇拝するものであります。今、世情は小泉、小泉と草木もなびいているところであります。

しかし、現実には、不況による企業の倒産、合理

化による失業者の増大、働けど働けど我が暮らし
楽にならずであります。老人や社会的弱者のいじ
め、利権集団や既得権益者だけが優遇される政治
構造であってはならないと考えるものであります。
悪の限りを尽くした現状の政治構造を絶対に変え
なくてはならないと考えるものであります。

先進国家を誇る我が国のデモクラシーの確立、
政治は一隅を照らすという政治の理念に徹し、市
民福祉の向上や公正、平等な市政実現に向けて、
ともに切磋琢磨し、最善を尽くすべきだと考える
ものであります。私は、以上の認識の上に立ちま
して、これから具体的な質問を行わせていただき
ます。

日本の地方自治制度は、明治21年の市町村制、
23年の府県郡制の施行、ざっと1世紀が過ぎて
まいりました。昭和22年4月の地方自治法の制
定の発足、地方制度はあっても地方自治はないと
言われた時代でありました。また、三権分立にお
きましても、この法律は議会制民主主義と並ぶ民
主的統治構造のかなめとして、地方自治を守り、
位置づけたのであります。

このような状況からして、私が申し上げたいの
は、大綱第1点の質問、地方分権、広域行政、市
町村の合併についての問題であります。

地域のことは地域で決めていくという地方分権
一括法は、平成12年4月施行されたものであり
ます。本市もいろいろ御努力なされておりますが、
これらの地方分権一括法に対する今日までの取り
組みを具体的にお答えをいただきたいのであり
ます。

第2の問いは、広域行政についてお尋ねをいた
します。

本問題は、21世紀新時代に避けて通ることの
できない最重要課題であります。このことは近隣
の自治体が友好をより深め、すぐれた行政効果を
遂行していくことが私は基本でなくてはならない
と考えるのであります。本市は既に泉州地域の市
町村との広域化を進めているところでもありますが、
今後の具体的な展望と対応についてのお答え
をいただきたいものであります。

第3の問いは、本市の合併問題についての基本
認識についてお尋ねをいたします。

先般5月31日、本市文化ホールにおきまして、
大阪府並びに本市の向井市長もパネラーとして出
席をされ、有意義なシンポが行われたものと思わ
れます。問題なのは、この泉南地域、泉州地域に
おける合併の歴史的経過も一定見るが必要では
ないかと考えるわけであります。過去、熊取町
と貝塚市、泉佐野市と田尻町それぞれがともに合
併問題を検討されてまいりました。まちを挙げて
の賛成、反対の住民運動が展開をされてきた歴史
があります。結果的には、この合併論は白紙で終
わったようであります。

合併問題について最も必要なことは、今なぜ合
併なのかという具体的な政策提言を市民にわかり
やすく行うべきではないでしょうか。既に、本年
1月21日には西東京市が生まれました。また、
5月1日には、埼玉県浦和市、与野市、大宮市
の3市が大合併を行ったところであります。

私は、合併における行政サービスがどう変わる
のか、市財政の健全化や文化、教育、福祉、医療、
産業といったメッセージ、すなわちシビルミニマ
ムの策定を早急に具体的なものとして描くことが
必要ではないかと考えますが、本市の基本理念に
ついて伺いをいたしたいのであります。

大綱第2点の質問は、関西空港問題についてで
あります。

空港対策室が現在ございますが、これも今年9
月にどうも合併なり合理化をするようございま
す。空港対策室長に質問するのはこれが最後では
ないかと思いますが、私は当初から関空問題にか
かわってきた一人として、関西空港問題について
お尋ねをいたしたいと思っております。

空港問題第1の問いは、南ルート及び第2期事
業の進捗状況についてであります。

南ルートにつきましては、本市独自の調査結果
の資料も提出をなされておりますが、今政府は、
小泉さんは聖域なき行政改革が進められようと
してあるわけであります。これらとの関連及び今後
のあり方について、どのような対応を示していく
のか、具体的な御答弁をいただきたいのであり
ます。また、第2期事業において、1期事業のよ
うな地盤沈下等についての問題点は絶対あり得
ないのかどうか、そのことも含めまして考え方を
お示

し願いたい。

空港問題第2の問いは、りんくう問題についてお尋ねをいたします。

先般の新聞報道によりますと、大阪府は赤字続きの企業局の廃止をするのではないかという新聞記事がございました。また、りんくう用地であります大阪ガス、関西電力に既に売却をしていた土地の買い戻しを大阪府が行われると書かれておりますが、このことも含めて御答弁をいただきたいと思うのであります。

大綱第3点の質問は、行財政改革についてお尋ねをいたします。

本市は既に数回にわたる改革案が示されているところであります。また、今回新改革案なるものが議会に提案をされております。今後、検討されていくところではあります。私は改革とはスピードではないかというように考えます。もちろん、改革には一定の時間が必要でありますし、今後は改革推進への目標値として明確にもう少しスピーディーに行う必要があるのではないかと考えますが、この改革論についての御答弁をいただきたい。特に、財政再建、赤字再建団体への防止策など、実現可能な財政計画の構築も含めて御答弁をいただきたいのであります。

また、もう一つは、人員配置につきましては、適材適所、個々の能力に応じての配置転換が必要であります。そのことによって、市民サービスが低下しないような対応というものが必要ではないかと考えますが、このこともあわせてお答えをいただきたいのであります。

大綱第4点の質問は、教育問題についてお尋ねをいたします。

先般、大阪教育大学附属池田小学校での殺傷事件に関連し、学校施設での安全管理、危機管理についての対応が検討なされているところでありますが、本市教委としての対応策を具体的にお示しをいただきたいのであります。

教育問題第2の問いは、バランスを欠き常識を見失ったとされる教科書、特に歴史教科書について批判のあるところでありますが、特に教育委員会としては、新しい公民教科書の中での公民の意味、法のもとの平等、天皇と政治、憲法第9条、

さらに日露の開戦、大東亜戦争、昭和天皇のあり方など、これらの状況認識について御答弁をいただきたいのであります。

教育問題第3の問いは、去る3月定例会以降の学校現場での問題行動について御答弁をいただきたい。

大綱第5点の質問は、防犯対策についてお尋ねをいたします。

最近、特に歩行者や自転車を対象とするひたくり事件が横行しているようであります。さらには、駅前の壁や学校周辺での落書きが非常に盛んに行われているようであります。本市はこれらの防止策について、どのような対応をなされてきたのか、御答弁をいただきたいのであります。

大綱第6点の質問は、環境問題についてお尋ねをいたします。

環境問題第1の問いは、樫井川の悪臭問題についてであります。

きのう、きょうと再三にわたりましてこの悪臭問題等も議論をされたようでありますが、その後悪臭対策についての対応をどのようになされてきたのか、具体的にお答えをいただきたいと思うのであります。

環境問題第2の問いは、樫井川下流の水質対策及び市内各河川の環境整備とその現状について御答弁をいただきたいのであります。

大綱第7点の質問は、雇用対策についてお尋ねをいたします。

本市内におけるパート労働者の実態調査や労働条件、さらにパート労働者の雇用状況についての御答弁をいただきたいのであります。

終わりに、第8点の質問は、住宅問題についてお尋ねをいたします。

住宅問題第1の問いは、3月定例会以降、市営3団地の係争経過について、どのような状況になっておるのか。市長、先ほどの御答弁によりますと、結審が近いうちにあると、こういうことでございますが、その近いうちという日時はいつになるのか、あわせてお答えをいただきたいと思うところであります。

住宅問題第2の問いは、府営吉見岡田住宅の建てかえ問題についてであります。

その後、建てかえ問題についての進捗状況はどうなってるのか、お答えをいただきたいのであります。今、大阪府営住宅吉見岡田住宅の関係者は、現状のところを移転して建てかえるという府の提案に対して、自治会等でもいろいろ議論があるようではありますが、府営住宅吉見の場合は、新しく新築をしてりんくうタウンの方に移る。岡田側の府営住宅は現状の位置に新設をします。したがって、現状の位置ということになりますと、一時どっか間借りをして移転をする必要があると、そういうふうな問題もありまして、地元では非常に混乱をしてる部分もあります。

一部自治会の中には、市長の方をお願いしてほしいと私の方にも要望してまいりました。それは、住宅地域でない泉南市のりんくうタウンの方に、田尻町と同じように府営住宅を建ててもらえんだろうかというふうなことも言われておりましたが、私もそれは個人的ではありませんけれども、非常に難しい問題である。

ただ、移転問題については、学校問題もありますし、いろいろな地元との関係もありますので、市としてもこれは全力を挙げて対応しなければならないと思います。しかし、基本は府営住宅ということでありますから、府の方の決定がどうかということを参酌していただいて、市の方もできるだけ御努力をするのではないかと回答はしておきました。

以上、大綱第8点にわたる質問であります。理事者におかれましては言語明瞭、意味明快な御回答をお願いいたしまして、演壇からの質問を終わります。ありがとうございました。

議長（奥和田好吉君） ただいまの島原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） まず、1点目の地方分権、それから広域行政、市町村合併について御答弁を申し上げたいと思います。

平成11年7月に地方分権一括法が公布されて、中央の時代から地方の時代へと地方自治のあり方が大きく変化しつつございます。地方の時代というのは、地方における自己決定、自己責任という主体的な行政システムを構築いたしまして、全国的な統一性や公平性を重視する画一と集積の

行政システムから、住民や地域の視点に立った多様と分権の行政システムへと変革することによってございまして、その実行の時代を迎えているというふうに考えております。

我々地方分権にかかわって、市の方でも幾つか権限移譲いただいておりますが、まだ十分移譲を受けているというわけでもございません。これにはやはりコストがかかりますし、あるいは人材、あるいはノウハウも必要な部分もございまして、順次移譲を受けられるものから受けていきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、地方がもっともっと充実をして、本当に地方のことは地方で考えて行い、そして結果を出すということが求められている時代でございますので、我々の方もできるだけこの分権を推進していくという立場から、権限移譲につきましては受けていくようにしたいというふうに考えております。

それから、広域行政でございますけれども、これは今現在、泉南、阪南、岬はいろんな形で既に介護保険の認定業務を1つの組織としてやっておりますし、下水道とかそういうことで既に行っております。また、岸和田以南で泉南地域広域行政推進協議会というものをつくっております、広域的にいろんな連携を図っております。

ちょうどことしの3月に、第3次の広域行政圏の計画を取りまとめたところでございまして、この7月22日の日曜日午後、泉南市の文化ホールで、5市3町の市長、町長がパネリストとなりまして、この広域行政の計画の策定を記念したシンポジウムを行うということになっております。前回も一度行いまして、そのときにはお互いの市民病院とか、そういう公的病院の医療格差をなくしていこうという合意をいたしまして、市民であっても、泉州——岸和田以南の泉南地域の方であっても、同じ条件で利用いただけるというふうなことを合意いたしたわけでございます。今回も7月22日に、まだ最終の詰めは行っておりませんが、幾つかのことについて基本的な合意をしたいということで今準備を進めております。

ですから、広域行政というのはなかなかすべてというわけにはいきませんが、できるだけハー

ドルをそろえていこうということだというふうに思いますので、どちらかといいますと、ちょっとソフトギミということになるかというふうに思います。

一方、市町村合併ということになりますと、まさにハード、ソフト両面にかかわる話でございまして、特例法が今施行されておりますけども、これが2005年3月という期限ということでございます。その中で、優先的に合併に積極的なところについて、交付税措置その他補助を含めて支援をしていこうということでございます。パイが一緒ということであれば、そちらに優先的に配分された残りを配分するというところでございますから、今までより以上にふえるということは、まずあり得ないというふうに考えております。

2005年3月の期限ということについて、先般総務省の財政局長のお話を聞いたときに質問をしたんですが、これの延長はあり得るのかという質問をさせていただきましたら、今の時点ではそういうことは考えていないと。ただ、期限間際になったときに、いろんなグループによって進捗の度合いが違おうであろうということがありますので、それはその時点になってどう対応するかというのは、検討するときが来るだろうなというちょっと含みのある御答弁でございましたけれども、その2005年の3月ということが1つのリミットであるとすれば、それまでもし広域で一緒にした場合にどういう形になるのか、あるいはメリット、デメリットはどうかということをやはりちゃんと研究をして、そして議会なり市民の皆さんにお示しをする我々としてはその説明責任というものがあるんじゃないかというふうに考えてございまして、今回1つの組織体をつくったということでございます。

また、2市1町に限るということではございませんで、近隣も呼びかけもさせていただいておりますので、まだ全体としての結論は出ておりませんが、積極的なところ、やや消極的なところがございまして、近々最終的な話し合いをさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今激動の時代を迎えておりますので、この地方自治体のあり方という

ことについては、大いに研究もし、議論もする時代だというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） りんくうタウンの問題につきまして御質問がございました。第1回の定例会に引き続いて企業局の廃止問題につきましてお触れでございますので、私の方から御答弁させていただきます。

りんくうタウンの現状につきましては、産業振興あるいはまちづくりの観点から、さらには財政上の視点から申し上げても極めて残念な状況でございまして、その活性化に向けて全力を傾けていく必要があるという市政の重要課題の1つであるというふうに考えておるところでございます。

このような状況の中で、りんくうタウンの活性化を目指しまして、これまで大阪府におきましては産業活性化ゾーンの設定と分譲価格の引き下げ、補助制度あるいは融資制度の充実が図られてまいったところでございます。本市といたしましても、これらの施策との相乗効果を考えまして、一昨年の4月からりんくうタウンへの立地企業に奨励金を交付する泉南市企業誘致促進条例を施行したところでございます。

一方、大阪府は、りんくうタウンの活性化を目指し、職員によるプロジェクトチーム、これに加えまして学識経験者による検討委員会を昨年11月相次いで設置いたしております。その活性化方策の検討を進めており、過日空港問題対策特別委員会におきまして、その中間取りまとめについて御説明をさせていただいたところでございます。

そのような状況の中で、2週間ほど前になりますけれども、また企業局の廃局を含めて見直しが進められていると、具体的な数字も示しながら報道が行われたわけでございますけれども、企業局が地価の下落に伴う分譲不振などによって多額の含み損を抱えており、その会計処理をめぐりましてさまざまな数字や予測が新聞等マスコミから報じられておりますけれども、数字はその企業局内部の議論の経過の中で出てきたものでございまして、現時点において確定しているものではないというふうに伺っておるところでございます。

そういうことでございますので、市といたしま

しても、それについての具体的な論評は差し控えたいというふうに考えておるところでございますが、この廃局を視野に入れて検討を行っているということにつきましては、これまでも府議会でも取り上げられておりました、今後の収支計画あるいは処理策につきましては、この7月末までに取りまとめられると聞いております府全体の行財政改革の取りまとめ、この中で最終的に確定をされるというふうに聞いております。

企業局も含めてでございますが、大阪府も非常に厳しい事情にあるということは事実でございますけれども、特に本市と企業局の関係では、多くの課題が残されておるといことも事実でございます、府に対しましては、このことも含めて十分認識をしていただくように、機会があるたびごとに申し上げているところでございます。私どもといたしましては、7月にも取りまとめられると伝えられております大阪府の行財政の再建の計画につきまして、重大な関心を持って注視をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 島原議員さんの御質問のうち、南ルートと関空2期について、まず御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、南ルートについてでございますけれども、現在の北ルート空港連絡橋につきましては、常々機能停止の不安定な要因を抱いておるといことも御承知でございます。さらには、沿道環境問題を考えた交通量の分散化、地域間の相互連携を支援する交通軸の形成、国際空港と一体となった広域交通体系の充実、将来的な交通需要増加への対応などを考えると、南ルートの必要性は大きなものがあるというふうに考えております。

昨年度におきまして、国（国土交通省）を初め大阪府、和歌山県、泉南市、和歌山市、さらには関空会社も参画した南ルートを含みます関西国際空港周辺地域交通ネットワークに関する調査を共同で実施いたしました。この調査は、その前段として平成9年、10年の2カ年度にわたって、国土、運輸、建設、通産、農水の5省庁によって行われました関西国際空港を活用した広域国際交流

圏整備計画調査において、南ルートの必要性がうたわれたことが、調査が実施される契機となったものであります。

一方、昨年7月の27日には、大阪、和歌山両府県の自治体5市8町によりまして、関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会を設立いたしました。ことしの1月15日には泉南、阪南、岬の2市1町の3商工会によって関西国際空港南ルート等早期実現連絡会が結成されました。今後、要望や広報活動などをできるだけ相携えて活動してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、これまで本市が提起してきた政策や要望活動、加えて市議会でのたびたびの決議や要望書の提出などによりまして、南ルートの理解の輪が着実に広がってきた結果だと考えるところであります。今後とも、市議会の御理解を得ながら、空港連絡南ルートの早期実現に向けて最大限の努力をしてみたいというふうに考えております。

次に、関空の2期事業でございますけれども、関西国際空港につきましては、我が国を代表する国際ハブ空港に育てていくためには、3本の滑走路から成る全体構想の早期実現が不可欠であるというふうに考えております。当面、第7次空港整備計画におきまして、最優先課題として位置づけられております4,000メートルの滑走路を整備する2期事業が円滑に推進されることが求められております。

さて、2期事業でございますけれども、既に昨年中に敷き砂作業・サンドドレーン工法が終了いたしました。目下埋め立て工区では2次敷き砂施工、護岸工区では盛り砂・捨て石・被覆石工事を進めておりました。2期島護岸延長約1.3キロメートルのうち3カ所、約1.4キロメートルの石積み護岸が海面上にあらわれるなど、工事は順調に進捗をいたしております。

ところで、地盤沈下問題につきましては、1月末の最新の観測結果や関空会社の考え方が示されました。また、ターミナル地区と給油タンク地区の地下水対策といたしまして、連続地中壁工事が昨年11月から始まっております。直接関西国際空港に関連する本市といたしましては、地元と共

存共栄する関空建設の理念の実現を求めながら、2期事業の確実なる進捗、そして全体構想の早期実現に向けて、従前以上に活発な取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

さらに、関空会社に対しましては、従来からの地盤沈下の問題等もありますので、一層の経営改善の取り組みと、それとさらなる積極的な情報の開示を求めてまいりたいというふうに考えております。

それと、もう1点、順序が逆になるかもわかりませんが、行財政改革の中で人員配置について、市民サービスの低下にならないようにという御指摘でございます。

我々人事を預かる者として、職員一人一人の持てる能力を最大限に発揮させて、また職員の意見も生かせるような活力ある職場づくりということが大事であるというふうに考えておりますので、今回機構等の改革も提案させていただいておりますけれども、それを含めて今後の職員配置についても、今議員が言われましたように、市民生活の低下にならないように、原課の意見等も十分聞いた中で、非常に厳しい職員の数になってきておりますけれども、最大限努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいというふうに思います。

議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 島原議員御質問の行財政改革に関する具体的対応について御答弁申し上げます。

現下の深刻な財政状況から脱却し、高度化、多様化する地方分権時代の行政需要に的確に対応していくため、本年2月に策定の行財政改革大綱に基づき、このたび新行財政改革大綱実施計画案を示させていただいたところでございます。

本実施計画案は、平成13年度を初年度としまして、平成15年度までの3カ年を基本といたしまして、新行財政改革大綱で定めた視点に基づいた実施項目の内容や実施時期などを示したものでございまして、大綱に沿った項目について、担当課等との全庁的なヒアリングを実施した上で、市長を本部長とし、各部長を本部員とする泉南市行財政改革推進本部におきまして協議し、全庁的な

意思統一を図った中で今回お示しさせていただきました。

実施計画案に記載のとおり、事務事業の見直しや適正な定員管理及び経費の節減、合理化等を実施し、行政に対する市民ニーズに的確に対応できる行財政構造への転換を図り、今後の財政の健全化への道筋をつけてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 学校管理についての市の教育委員会の対応ということでお答えを申し上げたいと思います。

今回の事件が生じたしてから、本市教育委員会といたしましては、事件発生の直後、各学校・園に文書通知をいたしまして、府教委からの指示事項等も受けて臨時の小・中学校長会、園長会を開催いたしまして、指示事項あるいは留意事項を示し、不審者に対する対応方について共通理解を図り、安全確保に努めてまいっております。また、指導主事を派遣しまして、施設設備を含め学校・園における取り組みについてのヒアリングを行い、適正な実態把握を行い、指導の徹底を図っておりますのでございます。

各学校・園では、今日的な状況を踏まえまして、従前にも増して危機管理に関する情報の共有化など、教職員の意識の高揚を図ることに努めております。また、不審者等への対応方につきましては、校門等をできる限り1カ所に限定するなり、外来者の職員室における用件の確認、教職員による校園内の巡視活動の実施、またPTA等との連携によりまして校園内外巡視活動の実施、登校・登園時の指導、集団ないし複数によります登下校の実施、また緊急時には通報体制とか避難誘導方法、経路、また警察、教育委員会等各種関係機関への通報体制の確認など状況に応じた取り組みを行い、安全確保に努めてまいっております。

また、青少年指導員協議会との連携によりまして、事務局職員にも市内パトロールの実施をさせております。また、これはPTAが中心になって

いただいておりますが、こども110番の増設、更新、こういったこともっております。それから、警察等の関係機関との連携、あるいは各種団体への啓発、協力依頼等の取り組みも進めております。

それから、管理職からのヒアリングによりまして、施設整備面で校門あるいは通用門並びにフェンス等で点検補修を行い、どうしても緊急に修理をしなければいけないというところを一定補修にかかりたいというふうに思っております。

それから、すべての幼稚園、小・中学校の教職員並びに児童施設の職員等に対しまして、早急に携帯用防犯ブザーを配布したいというふうに考えておりまして、そういう手配をいたしております。

また、機器等によりますセキュリティシステムの確立に関しましては、府教委において緊急プロジェクトチームが設置され、7月をめどといたしまして安全確保の基本的な考え方や具体的方策が示されると聞いておりますので、府の方針や府下の状況を踏まえまして、十分に調査研究をしてみたいと考えております。

さらには、近年の都市化や核家族化を背景として、地域社会が大きく変貌いたしております。人間関係や相互扶助意識が希薄になり、子どもたちを地域社会で守り育てるといことが十分にでき切れない状況がございます。今後とも開かれた学校・園づくりを推進する観点から、積極的に学校・園情報を提供し、保護者や地域住民が一体となって、日常的に学校・園内外において、子供たちを守っていく体制づくりを着実に進めることが重要であると認識いたしておりますので、今後とも教育委員会といたしまして、そういう運動を進めてまいりたいと思っております。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 吉野教育指導部長。
教育指導部長（吉野木男君） 島原議員御質問の教科書と歴史認識の問題について御答弁申し上げます。

御承知のとおり、現在、平成14年度から使用いたします小・中学校の教科書につきまして調査研究を進めておるところでございますが、現在調査研究しております教科用図書は、御承知のとおり

りいずれも文部科学大臣の検定済みの教科書でございます。

さて、歴史認識もかかわるわけでございますが、この検定の基準でございますが、基準に関しましては、義務教育諸学校教科用図書検定基準というのが平成11年1月25日の文部省告示で新たに出されております。その基準に盛られております点を踏まえるとともに、学習指導要領に基づいていること、内容に誤りや不正確な記述がないこと、特定の事項などに偏った扱いになっていないこと、国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がなされていること、児童・生徒の発達段階に適應していること等、細かく検定基準がうたわれており、それに基づいて検定された教科書を現在見本本として配布されておりますので、来年度の使用にかかわって調査研究を進めているところでございます。

2点目の4月以降の問題行動の現況について御報告申し上げます。

まず、対教師暴力が2件、これらはいずれも授業中の態度や喫煙等を教師から注意されたことに反発し生じたものであります。この件に関しましては、本人、保護者に厳重な指導を行い、解決を見ております。生徒間暴力につきましては4件、器物破損についても4件報告されております。

また、授業エスケープにつきましては、4中学校で29名補導を確認いたしております。器物破損等につきましては、いわゆるガラス等を割ったりと、あるいは生徒間暴力も中身とすればささいなことから発展してと、こういうふうな内容になっております。

さて、こういった生徒指導上の問題に関する改善についてでございますが、1点目にはスクールカウンセラーや心の教室相談員を配置し、問題行動についても、生徒や教師、保護者の方々への相談あるいは助言等の支援を行っております。教職員の生徒理解の資質の向上を図るということで、心理カウンセリングの方法等の研修を夏場を中心に充実しております。校内研修等につきましては、本市が抱えておりますスーパーバイザーなりスクールカウンセラーの派遣を行っております。

学校間の情報交換を密にするとともに、体験授

業あるいはクラブ交流などを通して、子供同士小学校、中学校の交流の場をふやし、段差の解消に努めております。また、従来の授業形態、つまり知識の詰め込み型の授業形態から、一人一人の能力や適性に応じた授業ができるよう、授業改革の助言、支援を行っております。

こういった取り組みの根底になるものとして、幼・小・中それぞれの場において、集団生活を送るのに必要な規範意識や倫理観をはぐくむための心の教育、あるいは基本的な生活習慣を身につけさせる等の取り組みを保護者連携の中で一層進めていきたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） それでは、私の方から防犯対策について御答弁申し上げます。

本市におきまして、防犯活動を行っている団体といたしまして泉南市防犯委員会がございます。この委員会は、市域の防犯活動を推進し、各種犯罪の防止を図り、もって市民の安全で快適な生活環境づくりに寄与することを目的といたしまして、昭和62年ごろより本格的な活動を行っております。

委員会の概要でございますが、組織構成等につきましては、防犯委員として119名の方を市から委嘱させていただき、市内を7地区に分け活動いただいております。

次に、主な活動内容でございますが、7地区の委員長による毎月1回の役員会の開催、月2回の市内防犯パレードや街頭ティッシュ配布等による啓発、また夜店、盆踊り、秋祭り、歳末等における防犯パトロール、また各地区では月1回の防犯パトロールの実施等の活動を行っております。

また、議員御指摘のひったくり等につきましても、市内駅等々でのひったくり等の犯罪防止啓発活動も行っております。

なお、この委員会は、泉南市、阪南市、岬町の防犯委員会等で構成する泉南警察署管内防犯協会に属しており、泉南警察署と連携をとりながら、防犯活動に取り組んでおります。

以上が泉南市防犯委員会の概要でございます。

お尋ねの落書きの件に関しましては、泉南警察の方で現場の確認等の対応をしていただいていると聞いてございます。防犯委員会といたしましてどこまでかかわれるかの問題もございしますが、泉南警察とも連携をとりながら、防犯委員会にもお話しさせていただきたいと考えているところでございます。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 市民生活部の方からは、樫井川の悪臭の問題につきまして御答弁申し上げます。

改善計画の進捗状況ですが、現在事業者の方から改善計画の提出がございまして、その改善が進んでございます。まず、飼料製造施設の建設が完了しております。そして、外部への堆積物の解消、これの方に向けましてコンポストの増産、それから一層の肥料化を図るといふことの全自動肥料化システム、これの施設の建設を現在進めてございます。そして、新堆肥舎2棟につきましても、間もなく基礎工事に着工するように聞いてございます。

続きまして、これらの今後の対応についてということでございます。

改善計画の進捗状況を大阪府、泉佐野市、泉南市の3者で十分監視をしまして、この改善計画の完了後に、泉南市の方でも臭気の測定を実施するというふうに考えてございます。それから、当泉南市の権限、指導については、今後も十分にやってまいりたいと、このように考えております。

続きまして、樫井川の下流の水質状況についての件でございます。

従来から平成10年、11年というのは、本当に最悪の水質状況であったように聞いてますが、平成12年度の府の水質測定の調査結果報告では、BODの年平均値が11ミリグラム/リッターと低下しております。基準値につきましては10ミリグラム/リッターということでございますので、もう少し頑張れば基準値内に入るといふふうに存じております。今後につきましては、樫井川水系の生活排水対策連絡会議、こちらの方でも十

分検討をやってまいりまして、水質の浄化ということに頑張っただけだと思っております。

それから、雇用対策に関する件のパート労働者対策について御答弁を申し上げます。

不況が長期化をしまして、本当に深刻化するというような状況の中で、かつてない厳しい状況でございます。そういうふうな時代であるということは十分認識をしております。平成13年3月の泉佐野公共職業安定所管内の有効求人倍率につきましては、0.37倍と本当に厳しい雇用状況となっております。

御指摘のパート労働者についての実態調査につきましては、現在まで調査はやってませんけれども、ライフスタイルの多様化などによりまして、時間を限定して労働する労働者は増加する傾向にありまして、女性や高齢者が本当に労働しやすい、そういう就業形態であるパートタイム労働は、もっともっと重要になってくるものと、このように考えております。

このような状況下の中で、労働条件の明確化、それから処遇と労働条件等の指針、これが平成11年の4月に改正をしております。その指針の改正内容につきましても、商工会等を通じパンフレットの配布をし、十分周知をしております。

今後につきましても、パートタイム労働者の雇用管理・改善のための周知をし、労働相談等を通じまして改善をしていくなど、促進をしてみたいと思っておりますので、どうかよろしく御願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 私の方の先ほどの答弁の中で、月2回の市内防犯パレードと言いましたが、間違いでございます、年2回の市内防犯パレードでございますので、改めて御訂正さしていただき、おわび申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 私の方から環境問題のうち、二級河川の樫井川についてお答えをさせていただきたいと思っております。

御存じのように二級河川でございますので、大阪府が管理を行うわけでございますが、当然治水を主体にした維持管理を行っております。環境の部

分までは手が回らないというのが府の本音でございますが、もう議員も御存じのように、樫井川の右岸に新しく161戸の住宅が建設されるということで協議をやってるわけでございます。当然、住環境を守るという意味で、府に対しては治水プラス環境も含めた管理、これについては泉南市として要望していかねばならないという考えを持っておりますので、御了承いただきたいというふうに思っております。

それから、住宅問題に関する御質問でございます。府営住宅の吉見岡田住宅につきましては、昨年入居者の方々に建てかえという話がございまして、何回となく住民と府が協議をされてるということを知っておりまして、逐次泉南市に対しても連絡をしていただいて、住民の意向が反映できるようにということで我々も考えておるところでございます。

先ほど議員御説明がございましたように、泉南市側と田尻側とそれぞれの建てかえの手法が違わけてございまして、最近になって、6月の14日でございますけれども、泉南市側の入居者の方から、田尻側と同じようにりんくうタウンの方に移転はできないかという話がございました。これは大阪府に対しても、直接的に要望に行かれたという話も聞いております。今後、住民がいろんな不安を持っておられるわけでございますので、泉南市としてもできる限り住民の要望がかなえられるような再建と申しますか、住宅の建てかえができるように努力をしていきたいという考えを持っております。

続きまして、市営の3住宅における裁判の現在の状況でございますけれども、既に訴訟に至って2年が経過してあるわけでございます。ことしの3月の9日には、第11回の公判が行われました。この公判の中で、原告側の証人の審議が行われております。また、5月の11日には第12回の公判が開かれまして、準備書面の提出をしております。次回は7月の13日という日程が決まっております、このときに双方に最終の意見書の提出を裁判所の方から求められておるわけでございます。

泉南市といたしましても、最終意見書の書面の

準備を弁護士と進めておるわけでございます。一日も早い結審を目指しておりましたわけございまして、進捗を眺めますと、この7月の13回の公判のときに最終結審日の日程が裁判所から提示をされるというふうに考えておるところでございます。

議長（奥和田好吉君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 演壇で申し上げましたように、私、もう1つお答えをいただいてないのは、企業局から——りんくうタウンですけども、保有した土地が関西電力と大阪ガスに売却された。それはそれでどうということないんですけども、この前の新聞報道によりますと、これは大体5,600平方メートル、値段にして62億、こういうものが逆に今度はまた大阪府が買い戻すというふうな記事が掲載をされておりました。これは一体どういうことなのか、具体的にお答えをいただきたい。これ、答えられてないですから。

議長（奥和田好吉君） 中村空港対策室長。

市長公室参事兼空港対策室長（中村正明君） お答えいたします。

りんくうタウンの北地区、泉佐野の市内になりますけども、あそこにエルガビルというビルがございます。りんくうタウン駅のすぐ近く、色がちょっと派手な色ですけども、その前の——前といいますが、海側の空き地のことだと思います。当初の計画でりんくうタウンにいろんなビルが立地する、そういうことを考えてエネルギー関係の将来を見込んで施設をつくるということで大阪府から購入された。しかし、思ったよりも立地が進まなかったということで、将来的にも急には必要ではない、現施設で十分対応できるということで、買い戻してほしいということであつたらうと思います。詳細は把握しておりませんが、それについて大阪府がそのような対応をしたということでございます。

それと、私の方からもう1つお答えが抜けていたと思うんですけども、関空2期事業の関係で、2期事業のところの地盤沈下はあり得ないのかということがあったと思いますけども、ちょっとお答えいたします。

地盤沈下そのものは、当然2期事業についても

あるわけでございます。ただ、これについては、沖積層については地盤改良は可能ですけども、洪積層、これは非常に深くて厚いということで、現実には地盤改良できませんので、その辺で地盤沈下が起こるわけですけども、ただ、いかに沈下を予測して対応するのかというのが課題でございます。

用地造成会社の方では、2つ明らかにしてるのは、1つは1期島のときの経験を生かしていくということと、2期島の工事の過程での沈下測定、これを精密に行って、それを事業進捗の中で生かしていくということを明確に発表しております。

議長（奥和田好吉君） 島原君。

16番（島原正嗣君） もう余り時間もございませんので、簡単に結構ですから、教育長1点だけ答弁をいただきたいと思うんですが、先ほどの答弁の中では、学校管理、安全管理についてかなり詳細な検討をなされておるようですけども、今までですと、放課後、例えば岡田の小学校は自由に使うてもいいとかいうふうなことになっておつたと思うんですけども、この池田小の関連からして、今後は放課後も開放せずしてどっか警備会社に管理をさすということなのか、いやそれは別ですよと、今までどおり一般市民に開放していくということなのか、そこを簡単に教えてください。

議長（奥和田好吉君） 亀田教育長。時間がありません。簡潔に。

教育長（亀田章道君） 今の御質問にお答えをしたいと思います。

今、当面、こういう事件が起こりまして、類似犯とかあるいは模倣犯が起こるということで緊急の措置ということで、集団の登下校、特に降園というんですか、帰りのところでも集団下校をやったりというようなことを実施しておりますが、それ以後今後の課題ということで鎮静化といいますか、状況を見てまた判断をしてみたいと思っております。

ただ、申し上げたいのは、学校の開放ということについては、今後もできる限り続けていきたいというふうに、そういう気持ちはございますが、安全管理の面とその辺競合するところもございまずので、その辺のところは今後の検討課題という

ことで、今結論を出してどうこうということでは
ございません。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 以上で島原議員の質問を
終結いたします。

午後3時45分まで休憩いたします。

午後3時18分 休憩

午後3時47分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を
開きます。

次に、5番 真砂 満君の質問を許可いたしま
す。真砂君。

5番（真砂 満君） 市民わの会、真砂 満で
ございます。本日最後の質問で、皆さん大変お疲れ
ではございましょうが、1時間おつき合いのほど
よろしく願いいたします。

さて、小泉内閣が恐るべき支持率で今日推移を
いたしております。過日行われました都議会選挙
結果を見ても明らかなおりであります。一体こ
の数字をどう見るべきなのでしょう。改革の必
要性を多くの国民が支持をし、変革を期待しての
歓迎であれば、きっとあすの日本の未来は大きく
変わっていくものだと思いをいたします。

変人から変革の人として日本のリーダーシップ
を発揮していくために、同じ政党の自民党の皆さん
が足を引っ張るようであれば、そこには従来で
は到底考えられない批判が集中することでしょう。
また、政党がたとえ違っていたとしても、大局に
立って今日の難局をともに乗り切っていくという
英断も必要な気がしてなりません。

泉南市に置きかえてみても同じことが言えるよ
うに思えます。この厳しい状況下で今何をすべき
か、どんな街づくりをしていくのか、そんなこと
を本当に率直に、また真剣に、そして腹を割った
話し合いをしていく必要が肝要だと思いますが、
皆さんはどのように考えられるでしょうか。私が
知る限りの狭い範囲では、今の泉南市ではだめだ、
もっと変革をしなければ、との声が最近多く聞か
れるようになりました。私は、そんな皆さんと未
来の泉南市のために、真剣に、また十分に議論し、
よりよい街づくりに少しでも寄与できるようこれ
からも頑張りたいと思います。

それでは、通告に基づいて質問を行ってまいり
ます。

まず初めに、さきの定例会で否決されました家
電リサイクル4品目に対する取り扱いについてお
伺いいたします。

3月議会では、いわゆる義務外品の収集運搬に
ついて、行政側が提案された収集運搬積算根拠な
り不法投棄対策等について、議会側がノーの判断
をいたしたわけですが、4月以降の現状はどのよ
うになっておるのか、また今後の方策はどのよう
にお考えなのか、お示しをいただきたいと思いま
す。あわせて、以前から指摘をいたしております
不法投棄防止対策については、その後何らかの
検討をされたのかどうかもお示しをいただきたい
と思います。

私は、この法律の趣旨から考えても、また行政
が出されている行財政改革大綱から見ても、行政
が直接的にかかわるのではなく、民間を活用すべ
きだと考えています。行政が行うべきは、民間に
お願いした業務を任せ切りにすることなく、きち
んと管理することにあると考えています。そして、
何よりもこのリサイクルの法のねらいなり必要性
なりをしっかりと市民の皆さんに御理解をいた
だくよう、啓発に力を注ぐべきだと考えますが、い
かがでしょうか。

また、不法投棄対策は必要不可欠であり、不法
投棄はふえないとした部長発言の撤回と具体的
な対策案を示すように再度求めておきます。

次に、規格葬儀についてであります。

以前より市民葬儀を実施してほしいとの要望を
受け、この場でも何回か取り上げさせていただきました
が、このたびようやく規格葬儀として実現
する運びとなりました。中身についてはまだまだ
不十分なところが多く、問題点が山積をいたして
おりますが、まずはこれまでお骨折りいただき調
査検討していただきました担当者の皆さんにお礼
を申し上げたいと思います。もちろん、市内業者
の皆さんにも御協力を願い、御賛同をいただいた
ことに感謝申し上げなければならないのは当然の
ことであります。

財政が厳しい時代であるからこそ、知恵を出し
たり協力を願ったりしながら、市民サービスの向

上に努めなければならないし、やれば必ずできることはまだまだあると思うわけでありです。お礼を言いながら苦言を申すのは少し気が引けますが、もっと結論を見出す時間を短縮すべきであると強く感じます。結果だけを見れば、何でこの程度のものに何年もかかるんやとの思いは、首を長くして待ち望んでいる市民の皆さんからすれば、当然のことであろうかと思えます。

そんな中で確認をしておきたいのですが、この規格葬儀はいつから実施されるのか、また料金なり規格内容などの改正はどの程度の年数でとお考えなのか、お示しをしていただきたいと思います。

次に、市内コミュニティバスについてであります。

都市基盤整備は、他市と比較してもここ数年飛躍的に伸び、向井市長も胸を張って自慢でき、将来的に見ても大きく寄与することだろうと思われまします。しかしながら、道路の基盤整備がされたとしても、それを利用する交通手段が貧弱であれば、その効果も半減してしまいます。特に、みずからの交通手段を持たない交通弱者からすれば、宝の持ちぐされ状態であると言わざるを得ません。

また、これまであった路線バスは、経営状況から撤退の一途をたどっており、今般一丘線が廃止され、ごく一部のみが残る状況になってしまいました。そこで、この一丘線の廃止に伴い、行政として何らかの対策を講じる用意があるのかどうか、また対策を講じるとすれば、どのような方策で、費用等はどの程度が必要なのか、お示しをいただきたいと思います。

また、コミュニティバスについての議論も深まり、一定の結論を見出す時期に差しかかってきたように思われますが、現行の福祉バスとの関係や運行コース、料金、持ち出し費用など、実施に向けた取り組みについて具体的に進めていかなければならないと考えますが、いかがなのでしょう。

次に、市町村合併、広域行政についてであります。

今議会でも市町村合併、広域行政についての質問がたくさん出ております。極力ダブらないようにと考えておりますが、通告の都合上、重なる部分については御容赦をいただきたいと思います。

まず初めに、市長は先日行われました大阪府主催のシンポジウムにパネラーとして出席をされたわけですが、率直な感想を述べていただきたいと思えます。少なくとも私には、今回のシンポジウムは成功したとは思えません。出席者を見回しても行政、議会の関係者が大半であり、住民参加が余りにも少ないように思えたからであります。実は、私の後援会の皆さんにも参加を呼びかけ、何人かが参加をいたしました。感想は全く私と同じでありました。また、やりとりについても、パネラーと主催者側が十分調整していたのかと首をかしげざるを得ない点も何点かあったように感じられました。

向井市長は、今議会で質問者に、そのまま見過ごすつもりはない、行政の方向性を出す等の発言を行っておりますが、ややもすれば市長自身が考えている本心と議会答弁に若干の温度差があるのかなと思われる点があるやに感じられます。この際、もっと明確に合併についての市長自身の考え、ビジョンを明らかにすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

総論賛成、各論反対がこの市町村合併にも出てきそうではありますが、今ははっきりと言えることは、このままではだめであるという点であろうかと思えます。そういった意味では、このような大切なことは、それぞれが自分自身の考えを明確にすべきだということであろうと思っています。決して他人任せにするんじゃない、みずからの意思を明らかにし、議論に参加することだと思うわけですが、そういった意味でも、参加できる環境を整え、意見反映を担保する機会を設けることだと考えますが、その点についてはどのようにお考えなのか、お示し願いたいと思えます。

次に、機構改革についてであります。

さきの議会で示すことのできなかつた機構改革案が示されました。中身を拝見し説明を受けましたが、以前に出されようとしていた内容とさほど変わらない内容案であろうと思えます。行政改革の一環として行うこの機構改革は、理事者側が骨格として出されている5項目について、文字で見ると限りもっともであり、そのような改革が目に見えるような形で市民の皆さんにもお示ししなけれ

ばなりません。

しかし、残念ながら今回の機構改革案は、一部の部課の統廃合があるとはいえ、文字で書かれているような抜本的な改革にはほど遠いと言わざるを得ません。民間企業や他市の自治体で実施されているような大胆な機構変更をお考えにならなかったのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

また、この示された素案が目指すものの具体例と実現性について、納得できるような説明をいただきたいと思います。私には承認後でない限り張りつけ人員が出せないということであれば、判断をしようとしてもできないと言わざるを得ません。

また、それ以前に、組織体制を幾らいじっても、そこに構成される職員の意識が機構改革とともに変わらなくては何の意味も持ちません。そういった意味では、それぞれのセクションで理事者側が出された5項目の骨格に基づいて、何ができるのかを十分議論、検討すべきであると思いますが、そのようなことがされたのかどうか、お示し願いたいと思います。

最後に、新行革大綱実施項目についてであります。

第2次の行財政改革大綱が発表され、アクションプログラムが過日議会に示されました。事務事業の見直しについてから行財政改革実施計画の実施による収支見通しまで、11項目にわたる計画が示されたわけではありますが、中身を見させていただきますと、計画3カ年を通じて検討し続けているもの、行革実施項目と直接的に関係がないと思われる制度変更に伴うものも含まれております。

そこで、たくさん書かれているメニューの中で、この3カ年の中で本当にすべてのメニュー消化をされようとしているのかどうか、単に努力目標としてメニュー列記をされたのか、お尋ねをします。

また、今回の実施計画は、前の3カ年の経過を経て改めて計画を練ったわけですので、見方によれば前回と違ったものを打ち出さなければならないと思いますが、実現性についてどのように考えているのか。また、3カ年計画であります、1年ごとにそれぞれを精査する必要があるかと思いますが、その点についてはどのように考えられておられるのか、お示しをいただきたいと思います。

以上、大綱6点についてお伺いをいたしました。理事者側の明確な御答弁をいただきたいと思いません。残りの時間については、自席で質問をさせていただきます。

議長（奥和田好吉君） ただいまの真砂議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 私の方から市町村合併、広域行政について御答弁を申し上げます。

まず初めに、先般行われました文化ホールでのシンポジウムについての感想ということでございます。

これは、大阪府各ブロックごとでまず一回やろうということで、大阪府の主催でやられたものでございますけども、我々泉南広域行政推進協議会も後援をさせていただいておりますし、各市が共催という形でいたしております。ですから、参加者につきましては、各市の職員、それから議員さん、各種団体もおられたというふうに思いますし、それから経済団体あるいは申し込みのあった市民の方、こういう方々であったというふうに思います。1回目が富田林で開かれたわけですが、そのときの様子もお聞きしましたけれども、やはり地方の行政の関係者とか議員の方々が非常に多かったというふうにお聞きいたしております。第3回目は枚方の方、北河内で行うというふうに聞いております。

今回の目的は、今施行されております合併特例法等をベースとした中での今の地方分権と、それから市町村合併のあり方ということをまず1つ多くの皆さんに知っていただくというのがテーマでございます。具体的に合併の中身の突っ込んだ話というのはまだまだ当然ございませんで、まず今置かれている国と地方の関係、あるいは分権との関係、こういうものを広く知っていただくというのが目的でございます。

いろんな受けとめ方があるかというふうに思いますけれども、限られた時間ですから、なかなかパネルディスカッションというのは時間配分とか非常に難しいという面もございませんで、それから参加されたパネリストの方々もいろんな方々がおられましたので、事前に意見調整というものはそのようにしてございません。ですから、ある意味で

は、自然体でパネリストとして発言をいただいたということでございます。それの方が自然であったというふうに思います。別に意図があってこっちのことが、あっちのことがということではございませんで、まずそれぞれの立場でこの問題について議論をしようと、こういうことでございましたから、私はあれはあれなりに、一定の今の入り口論としての理解、あるいはこういうことが今国あるいは地方で問題になってるんだなということについて、少しでも理解をいただけたんではないかなというふうに思っております。

それと、今回の泉州南広域行政研究会を立ち上げたとしても、その行動と私自身の考え方にギャップがあるんじゃないかということでございますが、そういうことは一切ございません。私は私の信念に基づいて、これからの時代というのはどうあるべきかというのを本当に真剣に議論しないと、これからの自治体というのはなかなか厳しいものがあるというふうに思っております。ですから、それは例えば今市長をやってるから、町長をやってるから、そういうことがどうなるんだとか、そういう打算の部分は何もございませんで、本当にこれからの数年間、こういうことについてやはり十分議論を尽くし、またいろんな研究もすべきだという考えで行動をしたわけでございます。

したがって、若干その2市1町でも温度差があるというのは言われておりますが、これは当然違う自治体が寄っているんなことをやろうということではございますから多少はあると思いますが、方向性については一定会則なりで縛りをかけたということでございます。なお、2市1町に限らず、他の市町にも参加の呼びかけをいたしておりますので、また近々その辺の結果なりがわかるかというふうに思っております。

それから、将来のビジョンということでございますけれども、特に今の国と地方の関係、あるいは分権の関係、また国の行財政改革という中で、どちらかといいますと、都市と地方と若干違うと思うんですけども、都市の方は税源がありながら国の方に行くと。それで配分が少ない。それを補う形で交付税をいただいているということでござ

いますが、この辺の税配分の見直しと交付税のあり方、これをしっかりと議論すべきだというふうに思っております。

一方、地方ではほとんど税源がないわけではございますので、地方交付税に大部分頼っていると。その地方交付税自身、もうパイが小さくなりかけているという中でございますから、なかなか大変な時代を迎えているというふうに思っております。

そこで、特例法が期限つきでございますが、出てきておりますので、その期限内に一定いろんなシミュレーションをする必要があると思っております。何もしないでその期限を迎えてしまって、その後そういう議論をするということになれば、振り返ってみたときに、なぜそのときに議論しなかったのかということにもなるわけでございますので、しっかりとそれはその法のある間に、いろんなケーススタディーあるいはシミュレーションをして、情報公開をして議論をするという方が極めて大切だというふうに思っております。結論はもちろん、それらを踏まえた上での市長、町長あるいは議会、そして市民の皆さんの御判断ということになるかというふうに思っております。

それと、特に市民の皆さんとの意見の聴取の機会ということでございますが、私は今の時点では何も材料的には具体例がないわけではございますので、ぜひ早い時期に一定のそういうシミュレーションをした形をつくって、それをベースに議論の場を考えていきたいというふうに思いますし、情報も公開をしていきたいというふうに思っております。

また、現時点ではそこまで至っておりませんので、とにかく任意の研究会をつくって、共同で相互の行政レベルの違いとか、あるいはいろんな――2市1町でスタートしておりますので、西東京の例から何百項目という項目があるんですけども、そのうちの当面必要なものの1つのフォーマットをつくって、調査を始めようということにいたしました次第でございますが、一応先般助役レベルの幹事会を開いて、その項目のオーソライズ化と、それから7月いっぱいをめどに、一定その調査の取りまとめに向けて行っていこうということを決めたわけでございます。

一方、広域行政の中では、当面の課題としてのごみの減量化ということを2市1町で取り組んでいこうということで、専門的なそういう作業部会についても立ち上げるような形で、先般取りまとめを幹事会の方でしたということでございますので、いずれにいたしましても、今まだ緒についたところでございますので、これからできるだけ具体のわかりやすい中身の議論ができるように、いろんな準備をしまいたいと考えております。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 3点の大きな質問項目がございましたので、順次内容について御答弁を申し上げます。

まず、家電4品目の回収の件でございますけれども、3月の条例案は残念ながら否決ということになったということで、この後に府下の実施状況の調査をやってまいりました。そして、その状況につきましては、43市町村のうち13の市町が行政回収せずということで、そういうふうな結果であったと。

それと、環境省の方の資料でも、全国の市町村の方へアンケートの調査をやったと。この調査結果につきましても、全国での65%を超える自治体が行政回収はしないというような状況でもあったということで、行政が回収はしなくても本法律の趣旨が実現されるというような内容であったと。

もう1つは、本市の行財政改革、こちらの方の改革の方針との整合ということも考えまして、本件回収につきましては、一般廃棄物処理業者と、それから市内での小売業者による回収方法ということの方針の転換をしたというふうに考えております。で、現在作業を進めております。

今後の方策につきましては、一般廃棄物業者と市内の小売業者に義務外品の回収についての協議を進めるということと、それから住民様の方への今回の説明、啓発をこちら也十分にやってまいりたいと思っております。

御指摘の不法投棄の件でございます。

前部長が不法投棄はないというふうなことでの撤回ということで御質問があったんですが、私は4月の1日から就任したということで、私が撤回するというのも変というふうに考えておりますの

で、その辺につきましてはまた別のところで、よろしく申し上げます。

不法投棄、これに対する現在の考え方です。現状では、各4品目のうち16台は回収しております。まだまだ市内に点在してるようなことも聞いております。こういうふうな対策としましては、当然泉南市の広報とか、それから看板等で啓発もし、そういうことも考えておりますけれども、現在庁内で組織というんですか、はっきりした形態ではないんですけども、会議を開催しております。それは、不法投棄に対する対策会議というような会議で発展しております。

それから、今後につきましては、各部課、関係者が寄りまして、一斉の不法投棄に対するパトロール等を実施してまいり、監視体制を強化していきたいと、このようにも考えております。

あと、せんだって郵便局の方からも情報ネットワークということで、これが新聞でも掲載しております、大変効果的でもあるということで考えまして、現在郵便局でも協議をしていると。

それから、先進市の方のカメラの設置とか、そういうのもやって効果があるというようなことも若干聞いておりますので、よい方法につきましては今後も参考にやってまいりたいと、このように考えております。

続きまして、規格葬儀につきまして御答弁申し上げます。

規格葬儀につきましては、議員から数年前から数回にわたる御質問があったと、このように存じております。これにつきまして、昨年より葬儀業者さんと数回にわたり話し合いをやってまいりました。今回、業者さんには一定の御理解を得ることができました。その内容につきましては、但し、費用につきましては消費税別で27万円ということにしております。内容につきましては今回資料を示すことができないんですが、去る厚生消防常任委員会協議会での資料で内容の御説明を申し上げましたところ です。

あと、住民さんへの周知としましては、市の広報紙による啓発、それから市民課の方での説明ということでやってまいりたいと考えております。

それから、実施時期につきましては、業者さん

とも御相談をしまして、10月の1日から実施してまいりたいということで一応協議をしまして、合意に達しております。

それと、今回は1種類ということでの内容で始めるわけでございますけれども、別の内容についても今後視野に入れるというんですか、十分その辺も近隣市とかそういうことも勉強し、検討してまいる必要があると、このような認識をしております。

それから、バスの問題でございます。

南海ウイングバスの一丘路線の廃止に伴う対策の件ですが、大変申しわけないんですが、廃止に伴う代替案、路線の運行は考えてないということでございます。従来から御利用の住民様には大変申しわけないんですけども、もうしばらく待ってほしいなと、このように考えております。コミュニティバスの運行を現在考えておりますので、そちらの方が運行するまで、もうしばらく待ってほしいということでございます。

その代替案についてどういうふうな研究をしたのかということだったと思います。それにつきましては、我々代替案について全然検討はしないということでは決まっております。代替案を検討しまして、路線で考えますと、やはり一丘の方から従来というんですか、まだきょう現行のバスが佐野駅まで走ってるということで、南海電鉄の方への連絡ということも考えました。そのルートでしますと、片道が約5.5キロぐらいになってたと思います。超概算でございますけれども、これが430万ぐらいつくのではないかと、このようなことも南海バスの方から聞いております。従来は、泉南市側が負担しておりますのは84万円ほどでということで、340万円ほどの増ということにもなったということでございます。代替案はこのような検討もやったわけでございますが、残念ながらもう少し様子を見ようということで、今回は見送ったというふうな実情でございます。

続きまして、コミュニティバス、これの導入についての考え方ということでございます。

従来から庁内で組織をしておりますバス検討委員会、これを数回開催しております。直近の6月12日に開催をしまして、従来から検討、検討と、

そういうふうな近隣市の情報収集とか、そういうふうな内容で会議を開催しておったわけでございますけれども、今回で一応各委員さんの御意見の集約もしまして、方向づけも決まったというふうな内容でございます。

現在、今運行しておりますあいびあの方から走っております福祉バスを毎日運行の方に変えて実施をしてみたいと、このように考えております。福祉バスの路線を継承するというんですか、基本的に考えておるといのは、実績もあります、安全性の実績もあります。時間的な定着、こっちの方もあるということで、これを基本に今後は考えてまいりたいと思っております。

しかし、詳細につきましては、まだまだ調整、検討する事項も多いということで、今後とも早期に試行運行ができますように、積極的に促進をやってまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 真砂議員の御質問のうち機構改革の関係につきまして御答弁をさせていただきたいというふうに思います。先ほど真砂議員の方から、過去の経過から機構改革の提出の経過から含めまして、いろいろ御指摘を受けたわけでございますが、今回提案させていただいております内容につきまして御説明をさせていただきたいというふうに思います。

機構改革につきましては、これまで市民のニーズ、社会情勢に合わせて適宜実施してまいりましたが、特に平成9年度より行財政改革実施計画に基づきまして、簡素効率化の観点から総合的な施策展開が図られるように、類似事業の一元化を図るなど具体の項目について実施、検討を加え、一定の成果を上げてまいったところでございます。

しかし、地方分権が実行の段階を迎えた今日、市民のニーズは今後ますます多様化、複雑化し、信頼される行政運営を行うためには、環境の変化に即応できるような柔軟性や効率性を備えた組織体制の構築が重要であると考えております。

さらに、新行財政改革大綱にも方策の柱といたしまして、組織機構の活性化と人材育成を記載し、市民から見てわかりやすい組織機構の整備を進め、

より簡素で効率的な機構の確立に取り組むとともに、地方分権の時代に即応できる幅広い視野と政策形成能力を身につけるため、職員研修などより人材育成を図るとともに、今後の方向づけを明確にし、行財政改革とも整合性をとりながら案の作成に努めてまいりました。

案の内容といたしましては、先ほど真砂議員から言われました5つの項目から成っておりますわけですが、まず市民の利便性を最優先するための市民の視線を第一に考えた組織ということで御披露させていただいておりますけれども、これは地域の活性化や地域コミュニティの醸成など、それと住民ニーズへの迅速、確実、効率的な対応ということでございまして、具体的には、我々としては主に商工課を地域振興課への改称、それとこの課の拡大を図って、地域社会への活性化や住民自治の醸成に努めてまいりたいということで考えておるところでございます。

それと、最小の経費で最大のサービスを基本理念に、行政効率の向上や同一行政目的の組織の一元化ということの中では、今回事業部と下水道部の統廃合ということの中で、設計部門や計画部門、設計施工部門、管理部門等に整理をいたしまして、組織の一元化を図ったということでございます。それと、あと既存の課の中で統合できる部門については、統合も我々としてはやっていくという考え方でございます。

それと、既存概念を払拭し、効率的な組織機構ということの中では、我々としては企画広報課を政策推進課に改めまして、地方分権の実行の時代に備えるという考え方で、空港対策室も統合した中で柔軟性、自立性等を備えた組織としたいということの考え方でございます。

そして、今回はこの中に特命事項の調査や重要施策につきましても企画なり調整をする機能を備えて、そして重要事項の決定の事務局も一本にまとめて、素早い対応をとれるような形に我々としては考えたということでございます。

それと、行財政改革の実効ある推進ということで、従来、行財政改革の事務局といたしましては、財政課の中に一部置いていたということでございますけれども、さらにこれを推進する必要がある

ということの中で、行財政改革推進室を設けて今後さらに行財政運営の推進を図るというふうに考えております。

それと、開かれた市政の推進ということの中では、情報管理課を充実いたしまして、今後IT化に向けた組織の構築を図りたいということと、情報の一本化ということ、収集なり発信の一本化ということを我々としては考えておるところでございます。

以上の5つの骨格を中心として検討したわけでございますので、よろしく御理解をお願いしたいというふうに思います。

それと、職員の意識改革についての御意見もあったわけでございますけれども、組織の活性化という観点から、人事政策及び職員の意識改革について大変重要だというふうに考えております。今、地方行政は高齢化、国際化、情報化等、時代改革の潮流の中で大きな転換期を迎えておりまして、これからのまちづくりは、国主導ではなく地方が主体となって進めていく必要があるというふうに考えておりまして、地方行政の活性化についてもいろんな方策が検討されてきておりますけれども、その中でも重要なことは、行政を支える職員をいかに活性化、そして持てる能力を最大限に活用していくかということではないかというふうに思います。

本市におきまして、これまで以上に職員研修の充実にも努めてまいっておりまして、職員の意識の中にも徐々にではありますけれども、自己啓発の重要性について認識も醸成されておるというふうに考えております。こうした中でのこれからの人事政策のあり方といたしましての考えでございますけれども、職員一人一人の持てる能力を最大限に発揮させて、職員の自由な発想や意見を生かしていける活力ある職場づくりなど、行政運営システムの見直しも必要というふうに考えております。

人事管理面においても、従来の年功序列的なものから職員個々の能力の資質に立った昇任なり配置等の任用管理システムの改善等も考えなければならない。それと、行政需要の変化に対応していける長期的視点に立った意識改革、能力開発等、

人材育成体系の確立ということも考えていかなければならないというふうに考えておりますし、士気の高揚が一層図られるような対策なども考えていかなければならないというふうに思っております。

これらが有機的に結びついた人事管理システムの構築をしていくことが最も重要であるというふうに考えておりますが、今回いろいろと行革する中におきまして、まずこれからの取り組みということでございますけれども、これまで以上に職員研修についてはさらに充実をしていくということが一番であろうというふうに思います。それと、多様化する行政需要に対応するために、計画的、持続的な専門研修も行っていかなければならないというふうに思っております。

それと、人事管理面における職場の活性化を図るためにも、配置転換における自己申告制度につきましても検討していかなければならないというふうに思いますし、現在昇格制度については、係長級ではございますけれども、さらにこの制度の充実した導入についても検討してまいりたいというふうに考えております。これも早い段階で一定の答えを出していきたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それと、今回の改革の中で、張りつけ人員の意見も出たわけでございますが、当然張りつけ人員も我々としては重要なことであります。現在、その作業を行っておりますけれども、今回承認をいただきますと10月1日施行ということでございますので、その中で第1段目の張りつけ人員を行わなければならないわけでございますが、さらに来年の3月末で退職者が出る中で、4月1日付でもさらにその中で張りつけも要するというので、今回は10月と4月と2段階の張りつけということになるかと思っております。

そういう関係もありまして、現在その辺の検討を行っているわけでございまして、まだ具体的に議会の皆さん方にお示しをできるような状況にはなっていないわけでございますけれども、その辺こういう事情もございまして御理解を賜りたいと思っておりますが、できるだけ早い段階で、この形も

整理をした中でお示しをさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 私の方から、真砂議員御質問の newRow 大綱実施項目について御答弁申し上げます。

本市では、本年2月の新行財政改革大綱の策定に引き続き、この大綱を着実に推進し実現を図るため、新行財政改革大綱実施計画案を策定し、先般議員各位にお示しさせていただいたところでございます。この実施計画案は、平成13年度から15年度の3カ年を基本といたしまして、事務事業の見直しを初め、財政の健全化、経費の節減合理化など10項目にわたりまして、具体的に取り組むべき項目を取りまとめたものでございます。

財政状況が非常に厳しい中、収支の改善により財政再建準用団体への転落を回避することはもとより、将来の市民ニーズに的確に対応できる財政構造への転換を果たすことが行財政改革における基本的な考えであると認識しております。

御指摘の特にこの実現性の問題でございますが、今後この実施計画に基づきまして、市民やあるいは市議会を初め関係諸団体の理解と協力のもと、100%達成するという決意を持って今後取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

そして、あとこの実施計画の中で、実現の経過というんですか、そのフォローについてどのように評価をしていくかという御質問もございました。これにつきましては、前回もそうだったと思っておりますけれども、毎年度この成果あるいは効果の検証をやっていたということでございます。今回のこの実施計画につきましても、この検証を行っていききたいと、そのように思っております。あと、推進本部なりでこの結果等を検証していくといった形で、この3カ年の計画についてフォローしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 真砂君。

5番(真砂 満君) それでは、余り時間もないんですが、再質問させていただきたいと思います。

まず最初に、家電リサイクルなんですけど、4月以降16台分義務外品を処理されたというお話でございます。新しい法律改正でありますから、いろんな形で出てこようかなというふうには思ってるんですけども、この法律の趣旨からすれば、今回はとりあえず4品目限定ということになっておりますけれども、流れから見ますと、将来的にはパソコンなんかも含めて品目がふえていくというようなことも既に言われておるわけでありませぬ。今、家電だけですが、ほかの品物についてでも同じような考え方が今後主流化されるのかなというふうな思いもあるわけでありませぬ。

そういった状況の中で、行政が本来的にしなければいけないこと、また業界とか消費者がしなければいけない、そういったそれぞれの責任の明確化をさせていかなければいけないわけでありませぬ。ですから、既に泉南市の条例の中にもありますように、事業者責任であるとか行政責任であるとか製造者責任であるとか、それぞれの責任の明確化を今回のこの家電リサイクル法は先進的にやられたものだというふうに思っているわけです。

その中で、3月の議会では横並び方式という形でされ、どういう理由があったのかわかりませんが、積算の根拠の説明が非常にまずかったということもあって、否決をせざるを得なかったということであったというふうに思っています。

そういった中で、今回行政側が行政回収をせずして、民間にお任せをするということの方針転換をされたということでありませぬけれども、ただ私はここではっきりと言いつきたいのは、民間に委託をされる。今回の法の趣旨からすれば、それはそれでいいというふうに思うんですが、ややもすれば業者にお任せすれば任せ切りというようなことが多々見受けられます。どうもこの件に関しても、そのような動きがちらほらと見えてきております。

事前にいろんな打ち合わせの中で、私自身電器の小売店業者の皆さんや収集の許可業者の皆さんとこの種の件で話し合いをさせていただいたところ、行政側からいろんなアクションを起こされて

いると。業者さんの方にも依頼をされているようですね。

その中身の説明を聞いてみますと、すべてをお任せするんやと、全部あなとこでやってちょうだいというふうに言われていると。果たしてそれでいいのかなんてですね。受け付けも収集運搬も持ち出しも、すべてあなとこでやってくださいよと。そうなると、義務外品といえども、行政のかかわりは一体どこでお持ちになるのでしょうか。それと、市民は行政とのかかわりの中をどこに見出せばいいのでしょうか。その辺今進められようとしておりますので、考え方についてきちっとお示しをしていただきたいというふうに思います。

それと、不法投棄の関係でいえば、当然現部長は発言をされておられませんので、今の藤岡部長が撤回するのめどうかということは一理解をしますけれども、行政はずっと動いております。Aさん、Bさんがその職務をされておるのではないわけで、ずっと流れておりますから、いいことも悪いことも含めて、その責任というものはあるというふうに思っております。

そういった観点で、ひとつ発言の撤回があればしていただきたいし、なぜ私がそれを求めるかといいますと、不法投棄対策をするためにもお金が必要なんですよね。現行の予算の範囲の中で不法投棄対策はできないんですよ。

と申しますのも、1つの家電製品を処理するにしても、今回は一定の費用がかかるんですよ。今までみたいな収集運搬だけの費用ではなくて、処理する費用がかかるんですよ。それを行政が負担をしなければいけないわけでしょう。考え方によったら、こんな矛盾したことはないんですよ。まじめにしてる人はみずからのお金で処理をする、運搬費用も出すという形になるんですよ。不心得な人は勝手にほうるわ、その費用負担は行政に転嫁させると、これほど矛盾したことはないというふうには思っているんですが、ただそのまま放置するわけにはいかないと。この相矛盾した中で行政運営をしていかないといけない憤りも、担当部課としてもお持ちだろうというふうに思うんですけども、そういうことのないためにも、そういうこと

をしないがためにも、きちっと啓発なり巡回パトロールなりしていかなければいけないわけですね。

今、郵便局の話もありましたけれども、単に郵便局——市役所以外のそういった組織を使うということもいいんですけどもね。泉南市役所の中でも福祉の方もおられますし、いろんな方がおられるんですよね。市内をいろんな形で回っておられます。そんな活力も当然使わなければいけないですよ。

だから、市役所の中でできるのは、担当の清掃課なり環境課の人だけじゃなくて、ほかの事業部の人たちもそうですし、福祉の方もそうなんです。そういった人たちも、縦割りの考えるのではなくて、横断的にそういった仕事もかかわっていくという必要があるというふうに思うんです。ですから、その辺についてはきちっと庁内の中で議論をしていただいて、検討をしていただきたいと、そのように思うわけでありまして。その辺についての御答弁を後でいただきたいと思っております。

それと、規格葬儀であります。これは壇上でもお礼を申し上げさしていただきましたように、時期は非常に遅くなりましたけれども、10月1日から実施をされるということでありますから、厚く御礼を申し上げたいと思っております。

ただ、内容的に当初は市民葬儀ということから始まりましたから、この27万円というのは非常に高いなと、もっと安価にできるのではないのかなという思いは個人的に持っています。何人かにもお示しをさせていただいたんですが、やっぱり第一声は、へえ高いなというような声でございました。

その辺で今やろうとしてるときから次の改正の時期のことを申すのもなにかとは思いますが、今仏式しかございませんよね。ですから、キリストの場合どうするんだというようなことであるとか、内容についてのいろんな改編があるというふうには思うんですけども、できて間なしで非常に申しわけないんですが、その改編のスピードを今回に限ってやや速めていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思っております。

それと、バスの件でありますけれども、一丘線の件についてはもう少し様子を見ていただくとい

うような言葉で申されておりました。ほかの議員さんの質問の中でも、部長の方は早期にやりたいとか、以前はどうだったかわからんけど、わしは積極的にやるんやというような発言をされております。一定の部長の腹のうちでは、いつからというような腹づもりも逆に言うところののかなというふうに思うんですけども、もし仮にあるとすれば、その時期を明確に、まずこの時期にやるんだということで逆算をして、この7月には何をしなければいけないんだ、この9月にはどうしていかなければいけないんだと、逆算したタイムスケジュールの中で検討をしていただきたいなと。そのためにも、まず時期を明確にしていきたいなというふうに思うわけなんです。今そういった時期を明確にすることはできないのでしょうか。その辺についてお伺いをいたします。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。的確に、時間がないので。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 再度の御質問でございますが、まず家電4品目、これの回収についてということでございますけれども、これはそれぞれの役割分担、メーカーはメーカー、販売店は販売店、それから行政は行政というふうな分担がございます。今回はその分担につきまして法の趣旨にのっとったような形でやってまいりたいと、このように考えている次第でございます。前回の岸和田からこっこの阪南のブロックでの横並びというふうな方式ですね。それから、積算のあいまいさということがあったということも聞いております。

今後につきましては、この回収方法が決定しましたら、当然広報紙の方でもPRもしますし、これからこの法の趣旨が完全に実施されてるかどうか。これは法の中で廃棄物管理票というものを作成して、最終的にはメーカーの方に回っているかどうかということは、排出者いわゆる住民さんの方からも確認ができるというふうな方法にもなっています。しかし、行政としてもこの回収するにつきまして、今後とも決定した各業者さんとは、その辺の協議もしっかりする必要があると、このように思っております。

あと、白谷部長の撤回の件ですが、私は彼が不

法投棄がないというふうに申し上げたということも彼からは聞いております。彼の気持ちは、市民がそのようなことをするはずがないということで私は言ったつもりであったと、このように聞いております。

あと、規格葬儀の件でございます。これが別の種類の規格葬儀、これももっともって考える必要があると、このように認識をしております。

それから、バスについての時期ですね、運行する実施時期、これは私の方からは大変申し上げにくい内容でございます。ただ、きょう市長の方からは、補正予算云々ということで考えてまいりたいというふうな答弁もやっていると思います。現担当としましては、積極的に準備をやってまいりたいと、このように思っております。

議長（奥和田好吉君） 以上で真砂議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりますが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明27日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明27日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後4時49分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 奥和田 好 吉

大阪府泉南市議会議員 成 田 政 彦

大阪府泉南市議会議員 和 気 豊